

巻頭言 ■ 近頃気になっている事 筑波大学教授 黒川 泷 1

特集 / 平成四年度道路関係予算概要要求

平成四年度道路整備予算概要要求について 道路局道路総務課企画官 増田優一 3

一般国道関係予算の概要 道路局国道第一課建設専門官 渡辺茂樹

道路局国道第二課建設専門官 長沢小太郎 19

有料道路関係予算の概要 道路局有料道路課課長補佐 広瀬輝・道路局高速国道課課長補佐 小池幸男 25

地方道関係予算の概要 道路局地方道課課長補佐 斎藤隆司 31

街路事業関係予算の概要 都市局街路課課長補佐 福本俊明 37

交通安全対策の推進 道路局企画課駐車場整備専門官 鈴木克宗 47

災害に強い道路整備の推進 道路局企画課道路防災対策室課長補佐 服部 亮二 53

公共用地の先行取得の推進について 建設経済局調整課

57

時・時・時…… 62

本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見解です。また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施時のものです。

平成四年度道路整備予算概算要求について

建設省道路局道路総務課企画官 増田 優一

公共投資基本計画の完成達成を図るとともに、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活が実現するためには、長期的目標に向けて住宅・社会資本整備の着実な推進が必要である。また、内需主導型経済成長の安定的継続を図るとともに、本格的な高齢化社会の到来をひかえ、経済社会が活力を有する間に国民生活の質の向上を促進するためにも、公共事業予算の積極的拡大は重要な政策課題である。このため、平成四年度概算要求においては、七月五日閣議了解された概算要求基準の下で、引き続き生活関連重点化枠、財政投融资資金および日本電信電話株式会社（NTT）の株式売却収入の活用を図るとともに、新たに設けられた公共投資充実臨時特別措置を積極的に活用することにより、公共事

業費の大幅な確保・拡大を図ることを基本方針とし、八月末日に大蔵省に概算要求書を提出した。

一 道路関係予算の要求方針およびその概要

平成四年度道路関係予算概算要求にあたっては、第10次道路整備五箇年計画の最終年度として、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網を着実に整備し、同五計の完成達成を図るため、自動車重量税を含む道路特定財源の全額充当、各種財源の活用等により、最大限、道路整備予算の確保を図ることとする。このため、一般会計から道路整備特別会計への繰入額を確保するとともに、揮発油税収の四分の一相当の直入、NTT財源の活用を図るほか、前年度に引き続き生活関連重点化枠の

活用を図るとともに、新たに設けられた公共投資充実臨時特別措置を積極的に活用することとし、建設省所管ほか他省庁関係予算を併せ、事業費七兆六、三五五億円（対前年度比一・〇五）、国費二兆九、一八二億円（対前年度比一・〇五）、財政投融资資金三兆三、一三四億円（対前年度比一・一二）の要求を行った（表1、2、3、4）。

このうち、生活関連重点化枠については、前年度要望同様、既に実績のあるものを基本として、真に国民の日常生活の質の向上に密接に結びつき直接に効果の上がる事業に重点をおいて、事業費一、二〇七億円、国費六九四億円をもって交通安全対策、渋滞対策、道路環境対策、生活基盤整備、雪国生活支援、ふるさと交流活性化、公共交通機関対策、住宅宅地関連道路、まちづくり基盤整備

表1 道路整備予算総括表

(単位:百万円)

区 分	4 年 度 要 求 (A)		前 年 度 (B)		比較増△減(A)-(B)		倍 率(A)/(B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
一 般 道 路	4,597,338	2,712,409	4,459,388	2,609,957	137,950	102,452	1.03	1.04
道 路	3,347,251	1,985,421	3,231,343	1,903,080	115,908	82,341	1.04	1.04
一 般 国 道	1,723,663	1,076,091	1,664,284	1,026,644	59,379	49,447	1.04	1.05
直 轄	1,262,717	812,099	1,216,136	771,307	46,581	40,792	1.04	1.05
補 助	460,946	263,992	448,148	255,337	12,798	8,655	1.03	1.03
地 方 道	1,146,393	636,619	1,115,631	618,139	30,762	18,480	1.03	1.03
都 道 府 県 道	778,513	431,585	758,739	419,445	19,774	12,140	1.03	1.03
市 町 村 道	367,880	205,034	356,892	198,694	10,988	6,340	1.03	1.03
交 通 安 全	348,981	187,649	327,970	176,383	21,011	11,266	1.06	1.06
雪 寒	118,750	76,336	114,306	73,470	4,444	2,866	1.04	1.04
調 査	9,464	8,726	9,152	8,444	312	282	1.03	1.03
街 路	1,123,161	608,098	1,091,909	590,594	31,252	17,504	1.03	1.03
街 路	813,195	440,186	784,774	424,391	28,421	15,795	1.04	1.04
区 画 整 理	257,589	140,531	253,036	137,931	4,553	2,600	1.02	1.02
再 開 発	48,630	25,846	50,428	26,783	△ 1,798	△ 937	0.96	0.97
調 査	3,747	1,535	3,671	1,489	76	46	1.02	1.03
機 械	20,280	13,599	19,524	13,075	756	524	1.04	1.04
補 助 率 差 額 等	—	46,881	—	39,198	—	7,683	—	1.20
住 宅 宅 地 関 連	105,746	57,810	116,312	63,810	△ 10,566	△ 6,000	0.91	0.91
沿 道 整 備 融 資	900	600	300	200	600	400	3.00	3.00
(緊急地之道路整備事業)	(1,066,605)	(560,800)	(1,016,405)	(534,400)	(50,200)	(26,400)	(1.05)	(1.05)
(N T T - B 型事業)	(464,916)	(274,991)	(512,045)	(299,172)	(△ 47,129)	(△ 24,181)	(0.91)	(0.92)
有 料 道 路	3,038,187	205,792	2,802,524	170,460	235,663	35,332	1.08	1.21
日 本 道 路 公 団	1,891,835	100,188	1,806,946	83,207	84,889	16,981	1.05	1.20
首 都 高 速 道 路 公 団	378,605	6,850	350,885	5,950	27,720	900	1.08	1.15
阪 神 高 速 道 路 公 団	330,885	6,200	289,411	5,050	41,474	1,150	1.14	1.23
本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	170,848	22,168	140,674	17,100	30,174	5,068	1.21	1.30
東 京 湾 横 断 道 路 株 式 会 社	124,684	0	92,854	0	31,830	0	1.34	—
地 方 道 路 公 社 等	84,130	26,386	70,178	21,653	13,952	4,733	1.20	1.22
小 計	2,980,987	161,792	2,750,948	132,960	230,039	28,832	1.08	1.22
道 路 開 発 資 金	88,000	44,000	75,000	37,500	13,000	6,500	1.17	1.17
道 路 整 備 計	7,635,525	2,918,201	7,261,912	2,780,417	373,613	137,784	1.05	1.05
(生活関連重点化枠)	(120,674)	(69,446)	(66,090)	(37,470)	(54,584)	(31,976)	(1.83)	(1.85)
(公共投資充実臨時特別措置)	(131,014)	(63,257)	(—)	(—)	(131,014)	(63,257)	(—)	(—)
住 宅 宅 地 関 連 (一 般 会 計)	21,948	12,000	—	—	21,948	12,000	—	—
再 計	7,657,473	2,930,201	7,261,912	2,780,417	395,561	149,784	1.05	1.05
高 規 格 幹 線 道 路	2,347,892	383,558	2,200,736	335,808	147,156	47,750	1.07	1.14
高 速 自 動 車 国 道	1,669,043	96,545	1,588,177	81,754	80,866	14,791	1.05	1.18
本 州 四 国 連 絡 道 路	170,848	22,168	140,674	17,100	30,174	5,068	1.21	1.30
一 般 国 道	506,231	263,075	470,277	235,346	35,954	27,729	1.08	1.12
調 査	1,770	1,770	1,608	1,608	162	162	1.10	1.10

- (注) 1. 道路整備の各区の計数には、(生活関連重点化枠)および公共投資充実臨時特別措置を含む。
2. 一般道路の各区分の計数には、(緊急地方道路整備事業)および(N T T - B 型事業)を含む。
3. 住宅宅地関連には、住宅宅地関連公共施設整備促進事業のみを計上した。
4. 道路開発貸金の事業費には、東京湾横断道路株式会社への融資予定額4年度30,800百万円、前年度23,424百万円を含む。
5. 地方道路公社等は、地方道路公社および地方公共団体に対する有料道路融資である。
6. N T T - A 型事業は含まない。
7. 高規格幹線道路の計数は各区分の再掲である。
8. 高規格幹線道路の一般国道は、一般道路の一般国道、日本道路公団および地方道路公社の一般有料道路の高規格幹線道路分である。
9. 高規格幹線道路の調査は、一般道路の道路の調査の高規格幹線道路分である。

表2 財政投融资等総括表

(単位: 百万円)

区 分	資 金 内 訳	財 政 投 融 資				道路特会 出 資 等	そ の 他 自 己 資 金 等	小 計 (D)	倍 率 (A)/(B)	合 計 (C)+(D)	倍 率 (A)/(B)
		資金運用部 資金 簡保資金	政府保証債	小 計 (C)	倍 率 (A)/(B)						
日本道路公団	4年度要求(A)	2,099,800	158,100	2,257,900		100,188	2,005,275	2,105,463		4,363,363	
	前年度(B)	1,912,900	144,800	2,057,700		83,207	1,973,782	2,056,989		4,114,689	
	比較(A)-(B)	186,900	13,300	200,200	1.10	16,981	31,493	48,474	1.02	248,674	1.06
首都高速道路公団	4年度要求(A)	415,400	0	415,400		6,850	291,130	297,980		713,380	
	前年度(B)	355,700	0	355,700		5,950	298,869	304,819		660,519	
	比較(A)-(B)	59,700	0	59,700	1.17	900	△ 7,739	△ 6,839	0.98	52,861	1.08
阪神高速道路公団	4年度要求(A)	368,000	0	368,000		6,200	183,587	189,787		557,787	
	前年度(B)	314,100	0	314,100		5,050	176,831	181,881		495,981	
	比較(A)-(B)	53,900	0	53,900	1.17	1,150	6,756	7,906	1.04	61,806	1.12
本州四国連絡橋公団	4年度要求(A)	215,000	0	215,000		22,168	253,491	275,659		490,659	
	前年度(B)	188,600	0	188,600		17,100	227,781	244,881		433,481	
	比較(A)-(B)	26,400	0	26,400	1.14	5,068	25,710	30,778	1.13	57,178	1.13
東京湾横断道路 株式会社	4年度要求(A)	0	57,100	57,100		0	70,773	70,773		127,873	
	前年度(B)	0	42,600	42,600		0	52,878	52,878		95,478	
	比較(A)-(B)	0	14,500	14,500	1.34	0	17,895	17,895	1.34	32,395	1.34
合 計	4年度要求(A)	3,098,200	215,200	3,313,400		135,406	2,804,256	2,939,662		6,253,062	
	前年度(B)	2,771,300	187,400	2,958,700		111,307	2,730,141	2,841,448		5,800,148	
	比較(A)-(B)	326,900	27,800	354,700	1.12	24,099	74,115	98,214	1.03	452,914	1.08

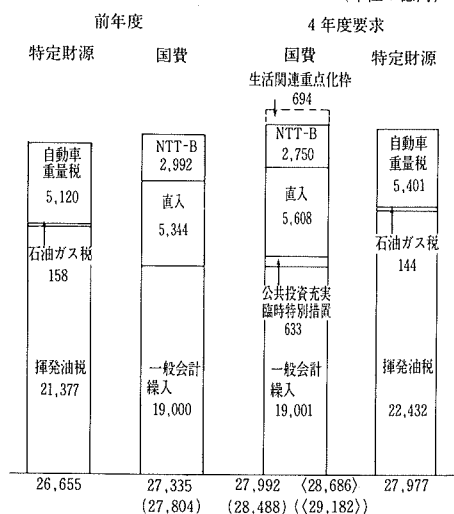
表3 平成4年度道路整備予算要求財源内訳

(単位: 百万円)

区 分	4年度要求 (A)	前 年 度 (B)	比較増△減 (A-B)	倍 率 (A/B)
特 定 財 源 (A)	2,257,600	2,153,532	104,068	1.05
揮 発 油 税 (イ)	2,243,200	2,137,705	105,495	1.05
取 入 額	2,160,700	2,037,400	123,300	1.06
決 算 調 整 額	82,500	100,305	△ 17,805	0.82
石 油 ガ ス 税 (ロ)	14,400	15,827	△ 1,427	0.91
取 入 額	15,700	17,000	△ 1,300	0.92
決 算 調 整 額	△ 1,300	△ 1,173	△ 1,127	1.11
一 般 財 源 (B)	336,017	280,841	55,176	1.20
(自動車重量税) ^ハ (の国分の8割相当額)	(540,100)	(512,000)	(28,100)	(1.05)
特定・一般財源計(A+B)	2,593,617	2,434,373	159,244	(1.07)
(イ+ロ+ハ)	(2,797,700)	(2,665,532)	(132,168)	(1.05)
N T T 財 源 (C)	274,991	299,172	△ 24,181	0.92
前年度剰余金等(D)	49,593	46,872	2,721	1.06
合 計 (A+B+C+D)	2,918,201	2,780,417	137,784	1.05

表4 道路整備特別会計国費

(単位: 億円)



(注) 1. 揮発油税(イ)には、特別合計直入分4年度要求560,800百万円、前年度534,400百万円を含む。

2. NTT財源の前年度には、上記のほかにNTT-A95,009百万円がある。

(注)

1. < > 書きは、生活関連重点化枠を含む額である。
2. () 書きは、前年度剰余金等を含む額である。
3. 国費にはNTT-Aを含まない。
4. 前年度の一般会計繰入額は生活関連重点化枠に係る一般会計繰入額を含む。
5. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

推進事業を積極的に推進する。

また、公共投資充実臨時特別措置については、多極分散型国土の形成、国民生活の安全の確保、地域社会の活性化等の諸課題をふまえ、大規模事業及びその関連事業等の基盤的投資に重点をおいて、事業費一、三一〇億円、国費六三三億円をもって高規格幹線道路、高規格幹線道路関連道路、広域交通機関関連道路、バイパス・環状道路等の整備、防災改築事業、緊急輸送道路及び避難路の整備、河川、砂防等国土保全事業関連事業、大規模プロジェクト関連道路等の整備、都市拠点形成プロジェクト関連事業、大規模住宅開発事業を積極的に推進する。

二 一般道路整備の要求概要

一般道路については、交流ネットワークの強化やよりよい都市づくりの推進の観点から高規格幹線道路の整備を推進するとともに、バイパス、環状道路等の整備、特に、地域の振興・活性化を図る観点から、広域的な地域のモビリティを提供する地域高規格幹線道路の計画策定等を進めるとともに、各種地域振興施策を支える道路整備、アクションプログラムや渋滞対策を総合的に実施するとともに、総合的な駐車場対策および都市内自転車交通対策、第5次特定交通安全施設等整備五箇年計画に基づき、歩道等の整備、道路標識の設

置等や交通事故分析システムの充実等総合的な交通安全対策および大都市地域等において良好な住宅地の供給を促進するため、住宅地の拡大に資する道路整備を推進することとし、事業費四兆五、九七三億円、(対前年度比一・〇三)、国費二兆七、一二四億円(対前年度比一・〇四)を要求した。

(注) 高規格幹線道路を含む。

三 有料道路の整備の要求概要

有料道路については、有料道路制度を活用した道路整備を推進するため、利用者負担を適正に保ちつつ、建設・管理の一層の効率化による経費の節減に努めるとともに、国および地方公共団体による助成措置の拡充、利用者サービスの向上を図り、その整備を重点的に推進することとし、事業費、三兆三八二億円(対前年度比一・〇八)、国費二、〇五八億円(対前年度比一・二一)を要求した。

(注) 高規格幹線道路を含む。

四 高規格幹線道路の整備の要求概要

全国幹線ネットワークを形成するため、高規格幹線道路一萬四、〇〇〇kmを構成する国土開発幹線自動車等、本州四国連絡道路および一般国道の自動車専用道路の整備を積極的に推進することと

し、事業費二兆三、四七九億円(対前年度比一・〇七)、国費三、八三六億円(対前年度比一・二四)を要求した。

五 重点要求事項

1 第10次道路整備五箇年計画の推進

我が国の均衡ある発展を促進し、経済社会の活力の保持と国民生活の向上を図るためには、国民の道路整備に対する諸要請に的確に応えつつ、緊急かつ計画的に道路整備を推進する必要がある。

平成四年度は第10次道路整備五箇年計画の最終年度として、交流ネットワークの強化、よりよい都市のための道路づくり、地方部の定住と交流を促進する道路づくりおよび利用水準の向上のための多様な道路機能の充実等の課題に配慮しつつ、各種施策を強力に推進する。(表5)。

2 「道路整備の長期構想」の策定

我が国における今後の社会・経済の動向や、国民の多様化し高度化するニーズに対応するため、新たな観点から検討を行い、道路整備の長期構想の策定を行う。

① 将来の車社会の姿の提示、② 望ましい国土構造と、その形成のために道路が果たすべき役割の明確化、③ わかりやすい整備水準、サービス水準の設定、④ 沿道施設と一体となった道路整備、維

表5
事業別予算額

(単位:億円)

区 分	第10次五箇年 計 (昭和63～ 平成4年度)	4年度要求		前 年 度		倍 率 (A)/(B)
		事業費(A)	累 進 率 %	事業費(B)	累 進 率 %	
一般道路事業	238,000	46,193	92.2	44,594	72.8	1.04
有料道路事業	140,000	30,382	99.2	30,312	77.5	1.08
小 計	378,000	76,575	94.8	74,906	74.5	1.05
地方単独事業	139,000	32,347	111.7	32,174	88.5	1.01
計	517,000	108,922	99.3	107,080	78.3	1.04
調整費	13,000	—	—	—	—	—
合 計	530,000	108,922	96.9	107,080	76.4	1.04

- (注) 1. 生活関連重点化枠、公共投資充実臨時特別措置を含む。
 2. 一般道路事業には、緊急地方道路整備事業、NTT-B型事業および住宅宅地関連(道路特別、一般会計)を含む。
 3. 平成2年度以降の地方単独事業は見込値である。
 4. 前年度の事業費および累計進捗率は、NTT-A型事業を含んだ計数である。
 5. 倍率は、前年度のNTT-A型事業を除く事業費に対する倍率である。

施策別予算額

(単位:億円)

区 分	第10次五箇年計画額 (昭和63～ 平成4年度)	4年度要求		倍率率 (A)/(B)
		事業費(A)	事業費(B)	
道路交通安全確保	89,500	17,712	17,458	1.02
生活基盤の整備	60,900	11,411	11,074	1.03
生活環境の改善	54,300	9,743	9,888	1.03
国土の発展 基盤の整備	127,600	27,664	26,953	1.09
維持管理 の充実等	45,700	10,045	9,533	1.06
計	378,000	76,575	74,906	1.05

- (注) 1. 生活関連重点化枠、公共投資充実臨時特別措置を含む。
 2. 緊急地方道路整備事業、NTT-B型事業および住宅宅地関連(道路特会、一般会計)を含む。
 3. 地方単独事業を除いた計数である。
 4. 前年度の事業費は、NTT-A型事業を含んだ計数である。
 5. 倍率は、前年度のNTT-A型事業を除く事業費に対する倍率である。

表6

高規格幹線道路建設費

(単位:億円)

区 分	4年度要求	前 年 度	倍 率
高規格幹線道路建設費	19,081	17,605	1.08
高速自動車国道	12,800	11,900	1.08
本州四国連絡道路	1,400	1,160	1.21
一般国道	4,881	4,545	1.07

- (注) NTT-A型事業は含まない。
 ○高規格幹線道路調査費 1,770百万円
 ○高規格関連地域活性化調査 56百万円(7箇所で実施)

高規格幹線道路供用延長

(単位:km、%)

区 分	総 延 長	4年度新規	4年度末	進 捗 率 (%)
高規格幹線道路	14,000	424	5,961	43
国土開発幹線自動車道等	11,520	(42)	(285)	47
本州四国連絡道路	180	0	108	60
一 般 国 道	2,300	25	134	6

- (注) ()書きは、国幹道に並行する一般国道自専道で外書きである。なお、高規

持管理の提案、⑤道路整備の仕組み、新たな方策、
 ⑥地域版長期構想の策定
 3 高規格幹線道路等の整備の推進
 (1) 高規格幹線道路の整備の推進
 多極分散型国土を形成し、我が国の経済力に見
 合う国民生活を実現するため、二一世紀初頭まで
 に高規格幹線道路一千万四、〇〇〇km全線の完成を

図ることとし、地域振興計画との連携に配慮しつ
 つ、西暦二〇〇〇年(平成一二年)までにおおむ
 ね九、〇〇〇kmの供用を図ることを目途にその整
 備を推進している(表6)。
 ① 国土開発幹線自動車道の供用延長を五、四
 三〇kmとするとともに、第二東名神高速道
 路等の事業着手に向けて所要の調査を進める
 (表7)。

② 本州四国連絡道路については、明石海峡大
 橋等の建設、利用促進に資する施策および関
 連する幹線道路の整備を推進する。
 ③ また一般国道の自動車専用道路の整備を推
 進するとともに、路線計画の定まった区間の
 事業に着手する(表8)。
 また、この他区間について高規格幹線道路
 調査を積極的に推進する。

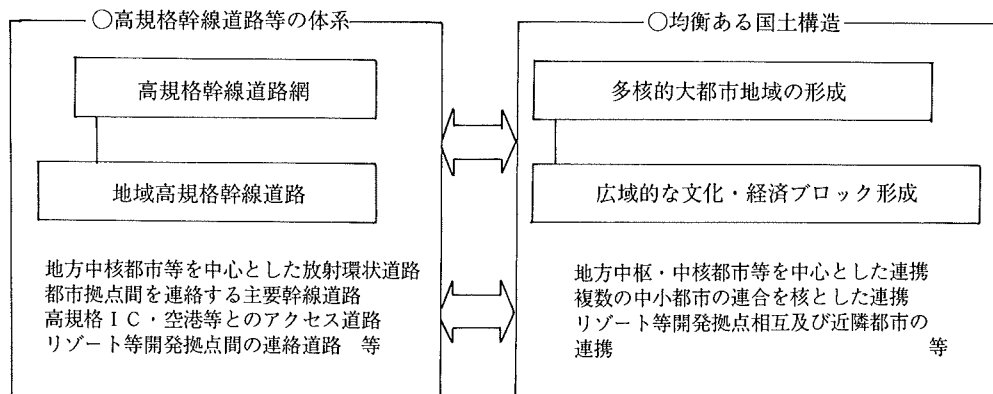
表7 平成4年度供用予定区間

高規格幹線道路名	区間(道路名)	延長(km)
国土開発幹線自動車道等		
北海道縦貫自動車道	伊達～室蘭	13
北海道横断自動車道	札幌～札幌JCT	14
東北縦貫自動車道	大泉～川口	18
東北横断自動車道	猪苗代磐梯高原～会津坂下	35
常磐自動車道	川口～三郷	11
関越自動車道	藤岡～佐久	69
"	更埴JCT～須坂	16
中央自動車道	豊科～更埴JCT	43
近畿自動車道	名古屋～勝川	11
"	勢和多気～伊勢	21
"	堺南～岸和田泉	10
山陽自動車道	岡山～岡山JCT	7
"	岩国～熊毛	25
中国横断自動車道	落合JCT～江	49
九州横断自動車道	別府～大分	15
国幹道計		357
国幹道に並行する一般国道自動車専用道路		42
一般国道自動車専用道路		
西九州自動車道等	福岡前原道路等	25
合計		424

表8 一般国道自動車専用道路の平成4年度主な新規箇所

路線名	箇所
深川・留萌自動車道	沼田幌線道路
帯広・広尾自動車道	帯広川西道路
首都圏中央連絡自動車道	東～大柴、茂原～木更津
能越自動車道	高岡水見道路
中部縦貫自動車道	高山清見道路
三遠南信自動車道	飯橋道路
京奈和自動車道	大和・御所道路
北近畿豊岡自動車道	春日和田山道路(Ⅱ期)
東広島呉自動車道	黒瀬・呉道路
西九州自動車道等	唐津・伊万里道路

表9 施策の体系図



国土開発幹線自動車道に並行する一般国道において既に事業に着手している自動車専用道路の整備を推進し、当面この活用を図る。

(2) 地域高規格幹線道路の整備の推進

地域の活性化を促進し、均衡ある国土構造の形成を図るため、地方においては、地域の連携によって自立した広域的な文化・経済ブロックを形成し、大都市地域においては、適切な都市活動が確

保された多核的都市構造へと誘導していく必要がある。そのため、高規格幹線道路網と連携して、地域のモビリティを高める地域高規格幹線道路を導入し、高速交通体系の充実を図る。また、地域高規格幹線道路は、広域的な地域の連携と共生の方針を定めた上、自動車専用道路もしくは質の高い道路として計画・整備する。このため、平成四年度においては広域かつ一体的な地域を対象と

表10 渋滞対策事業費

(単位：億円)

区 分	4年度要求 事業費	前 年 度 事業費	倍 率	備 考
渋滞対策緊急 実行計画事業	4,983	4,410	1.13	新規 20箇所 完成 100箇所
渋滞対策推進 計画事業	3,651	3,097	1.18	新規 30箇所 完成 70箇所
休日交通ボトルネッ ク解消モデル事業	830	755	1.10	全 国 30地域

表11 渋滞対策の計画概要

計 画 名	渋滞対策緊急実行計画 (アクションプログラム)	渋滞対策推進計画 (推進計画)
策定対象地	札幌、盛岡、仙台、秋田、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、高崎、浦和・大宮都市圏、千葉・船橋都市圏、東京区部、八王子・立川都市圏、横浜、川崎、新潟、富山、金沢、甲府、長野、岐阜、静岡・清水、名古屋都市圏、大津、京都市圏、大阪都市圏、神戸・阪神間都市圏、和歌山、岡山・倉敷、広島、高知、福岡都市圏、長崎、熊本、大分、鹿児島、那覇 (全国37都市圏)	全国の各都道府県、345市町村 (アクションプログラム37都市圏以外の地域)
主要渋滞ポイント等	559地点	673地点
策定年月	昭和63年12月	平成2年12月
計画内容	短期：H元年度～ H3年度に完成する対策 中期：H4年度～ H6年度に完成する対策	短期：H3年度～ H4年度に完成する対策 中期：H5年度～ H6年度に完成する対策
事業費	約21,700億円(元年度～6年度) (短期：5,700億円) (中期：16,000億円)	約8,500億円(3年度～6年度) (短期：3,800億円) (中期：4,700億円)
事業量	約880箇所 (短期：590箇所) (中期：290箇所)	約500箇所 (短期：240箇所) (中期：260箇所)

4 渋滞対策の推進

して地域高規格幹線道路の計画策定等を進め、平成五年度より始まる新五箇年計画において本格的に事業を推進する(表9)。

道路の交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図るため、渋滞対策緊急実行計画(アクションプログラム)および渋滞対策推進計画に基づき各種渋滞対策を計画的かつ総合的に推進するとともに、対策完了箇所等については追跡調査を行い、整備効果を

把握し、次期五箇年計画に向けて、渋滞対策の枠組みの見直しを行う。また、観光地等の週末や休日に着しい渋滞が生じている地域については、豊かな余暇活動を確保するための休日ボトルネック解消モデル事業を推進する(表10、11)。

表12 駐車場対策事業費 (単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
駐 車 場			
有 料 融 資 事 業	232	199	1.16
交 通 安 全 施 設 等 整 備 事 業	151	106	1.42
小 計	383	305	1.25
NTT-A 型事業		28	
道 路 開 発 資 金		224	
合 計		557	
駐 車 場 案 内 シ ス テ ム	20	16	1.25

(注) 駐車場案内システムは、街路事業、特定交通安全施設等整備事業を計上。

表13 自転車道等整備事業費 (単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
自転車道等の整備	4,840	4,720	1.03
自転車駐車場の整備	60	53	1.13
特定交通安全施設等整備事業	7	2	3.57
街 路 事 業	53	51	1.04

自転車道等の整備には、特定交通安全施設等整備事業、緊急地方道路整備事業、改築事業を含む。

5 駐車場整備の推進

- ① 計画的な整備推進するため、地方公共団体による駐車場整備計画の策定を促進する。
- 駐車場整備計画調査

- ② 有料融資事業等(無利子貸付制度)、交通安全施設等整備事業(補助制度等)、道路開発資金

○ アクシオンプログラム 約四七〇箇所
 ○ 渋滞対策推進計画 約三三〇箇所
 ○ 休日ボトルネック解消モデル事業 約一九〇箇所

- ③ 限られた都市空間の有効利用を図るため、道路の地下空間を活用した駐車場の整備を推進するとともに、公園地下空間や河川地下空間等の都市公共空間を活用した駐車場モデル

金を活用した駐車場の積極的・計画的な整備を進める(表12)。
 ○ 駐車場 継続 七〇箇所 一四、〇〇〇台(神戸市元町東駐車場等)
 新規 七〇箇所 一八、〇〇〇台(吹田市江坂公園地下駐車場等)

6 総合的な都市内自転車交通対策の推進

- ① 都市内の通勤通学等の交通手段としての自転車利用の増大に対応するため、総合的な自転車対策の推進のため、道路管理者および関係機関等による協議会を設立するとともに、自転車の利用実態の状況把握を行い、自転車道ネットワーク・自転車駐車場の整備等に関する計画を策定する(表13)。
- ② 交通安全事業および改築事業等による幅広い自転車道等の整備により自転車道ネットワーク形成を進める。

○ 都市内における自転車道等の整備 (延べ延長) 約一、一〇〇km

- 駐車場案内システム 継続 一七都市(北九州市等)
 新規 一二都市(山形市等)
- 事業に着手するとともに、適正な交通機関分担を図るため、郊外の鉄道駅やバスターミナル等におけるパークアンドライド駐車場整備モデル事業の推進、立体道路制度を活用した建築物と道路附属物駐車場の一体整備等による官民一体となった駐車施設の整備の推進、既存駐車場の有効利用を図り、道路交通の円滑化に資するため、駐車場案内システムの整備を推進する。

③ 駅周辺等における放置自転車問題を解消するため、特定交通安全施設等整備事業で行っていた従来の平面式等簡易なものに加え、道路等の公共空間を活用した地下自転車駐車場等や街路事業による従来の駅周辺等に加え、自転車駐車需要の著しい商業市街地における自転車駐車場について助成制度の拡充をする等自転車駐車場の整備を推進する。

○特定交通安全施設等整備事業および街路事業による自転車駐車場の整備

歌島橋駅自転車駐車場(大阪市)、豊橋駅駐車場(豊橋市)など五箇所(計画台数約四〇、八〇〇台)

7 交通安全対策の推進

① 近年の交通事故死者数の増加等にかんがみ、交通安全施設等の整備を効果的に推進するため、交通事故調査・分析を重点的に実施し交通事故分析システムの充実を図るため、一般道路において抜本的対策としてバイパス、自動車専用道路、歩車道の分離した道路の整備、踏切道の改良など道路の改築事業を積極的に行うほか、緊急措置として既存の道路を対象に第五次特定交通安全施設等整備五箇年計画に基づく事業等により、歩道の整備、交差点の改良、道路照明の設置を行うなど、交通安全

表14 交通安全施設等整備事業

(単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
交通安全施設等整備事業	3,490	3,280	1.06
特定交通安全施設等整備事業	2,846	2,666	1.07
緊急地方交通安全施設等整備事業	644	614	1.05

○第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画(平成3~7年度)
事業規模 18,500億円(調整費 2,600億円を含む)
進捗率 (調整費除きの額に対する進捗率)
平成4年度まで34.7%(前年度まで16.8%)

表15 高速自動車国道等の交通安全対策に関する事業

(単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業	748	661	1.13

○高速自動車国道等の交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(平成3~7年度)
事業規模 3,240億円
進捗率 平成4年度まで43.5%(前年度まで20.4%)

全対策を強力に推進する。また、交通安全モデル市町村を選定し、関係機関連携のもと事故調査に基づいた効果的な交通安全施設の整備等を重点的に実施する(表14)。

○特定交通安全施設等整備事業の実施予定

- ・歩道・自転車道等

(延べ延長) 約一、一〇〇km

8 安全で信頼性の高い道路交通確保のための総合的施策の推進

③ 人と車の調和を図るため、幅の広い歩道、コミュニティ道路、スロープ等の付いた使いやすい立体横断施設などの整備を行う「人によさしい歩行者空間づくり事業」を実施する。

- ・中央分離帯強化防護柵の整備 一七〇km
- ・サービスイリアの(SA)等の拡充 三六箇所
- ・路肩改良、登坂車線、付加車線の改良 二〇箇所

○高速自動車国道等における交通安全対策の実施予定(走行条件の改善、安全性の向上、よりよい走行環境の整備)

良

成三(七年度)に基づき、交通安全対策を推進する(表15)。

- ・コミュニティ道路 八五箇所
- ・交差点改良 三九〇箇所

② 高速自動車国道等において、渋滞区間の幅等の改築事業、交通安全施設等の整備、適切な維持管理の実施、道路交通情報提供の充実等を総合的に進め、このうち、交通安全施設の整備等については、五箇年間の事業計画(平成三(七年度)に基づき、交通安全対策を推進する(表15)。

表16 維持修繕事業

(単位：億円)

区 分	4 年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
維持修繕	5,490	5,225	1.05

○国庫債務負担行為による修繕工事実施箇所 124箇所
(直轄国道を対象)

(注) 地方単独事業を除く事業を対象としている。

表17 防災・震災・雪寒対策事業費

(単位：億円)

区 分	4 年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
防災対策	2,303	2,246	1.03
震災対策	1,035	1,000	1.04
雪寒対策	1,352	1,301	1.04

① 道路施設を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な道路交通サービスを提供するため、工事の平準化等により道路工事に起因する交通渋滞の解消に努めつつ計画的かつ効率的な道路保全を実施する(表16)

○舗装の修繕を約九九〇kmで実施(直轄国道)

② 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、防災点検に基づき予防工や防護工等の防災対策を重点的に実施するとともに、道路利用者への確かな防災情報提供を行うなどの各種施策を総合的に推進

9

① 進

住宅宅地の供給とそれを支える道路整備の推進

大都市地域において良好な住宅宅地の供給を促進するため、特に三大都市圏においては、大都市住宅宅地供給関連公共施設整備基本計画に基づき住宅宅地の供給とそれを支える道路事業を積極的に推進する必要がある。このため、住宅適地を拡大し宅地開発を誘導するとともに、良好な居住環境・生活環境を確保

する。また、地震時における震後交通確保のため、道路施設以外の関連施設についても震災点検を行うとともに応急復旧体制の強化を図る。さらに冬期における安全で円滑な道路交通を確保するために、消融雪施設やチェーン着脱場の整備や、気象情報の確な収集と活用により効率的な除雪を実施し、冬期における道路の環境整備を図る(表17)。

○防災対策を約四、五〇〇箇所を実施

○震災対策を約六〇〇箇所を実施

○雪寒対策については、除雪を延長五八、七八八kmで実施(三九三km延伸)するほか、防雪事業(消雪施設約一二〇km、チェーン着脱場約一〇〇箇所等)、凍雪害防止事業(流雪溝約六〇km)除雪機械の整備(約九〇〇台)を実施

表18 住宅宅地関連道路事業費

(単位：億円)

区 分	4 年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
住宅宅地関連道路事業	4,727	4,511	1.05

○土地区画整備事業：全国で約77,000haを施行。

(注) 住宅宅地関連道路事業の事業費は、土地区画整理事業、関連アクセス道路等の事業のほか、住宅宅地関連公共施設整備促進事業(道路特会、一般会計)を含む。

② 住宅地の通勤条件の向上を図るために、駅前駐車場や関連するアクセス道路等の整備を推進する鉄道駅結節総合整備事業、高速道路と鉄道の結節点を整備するロードアンドレール事業等、道路事業の各種施策を総合的、計画的に推進するとともに宅地開発誘導道路整備推進制度および土地区画整理事業の制度の

拡充を行う等、住宅宅地の供給を支える道路事業の一層の推進を図る。

○宅地開発誘導道路整備推進制度

○大阪府茨木市等

○鉄道駅結節総合整備事業

○神奈川県伊勢原市等

○ロードアンドレール事業……東関東自動車道（ＪＲ京葉線新習志野駅付近）等

10 地域活性化の基盤となる道路整備の推進

① 地域の振興・活性化を図る観点から、広域的な地域のモビリティを提供する地域高規格幹線道路の計画策等を進めるとともに、リゾート開発等の各種地域振興施策を支える道路整備を推進する。

② 地域の個性と創意工夫を活かした地域振興施策に関連する道路整備を、地域の个性的なアイデアをとりいれつつ、重点的に実施する
マイロード事業を一層推進する。

○マイロード事業……栃木県藤原町等約一二五箇所事業を実施予定

③ 快適でうるおいのある生活環境を創出するため、公園、学校、医療施設等の公共公益施設の整備に関連し、地域の日常的モビリティを支える道路の整備を推進する。

④ 既存商店街における活力・都市的魅力的の回

表19

(単位：億円)

区分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍率
地域振興施策を支える道路	3,553	3,416	1.04
公共公益施設に関連する道路	4,124	3,958	1.04
商業市街地の振興を支える道路	2,663	2,553	1.04

(注) 地域振興施策を支える道路の事業費は、リゾート開発、テクノポリス開発に関連する道路およびマイロード事業の事業費である。

復、郊外等における新たな商業集積拠点の整備を促進するため、道路事業、土地区画整理事業等により関連する道路整備を重点的、計画的に推進する。

○商業市街地振興整備のための道路事業

……約六〇〇地区で実施予定(表19)

表20

区分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍率
過疎地域活性化道路	3,563	3,466	1.03
うち広域基幹道路	709	681	1.04
奥地等産業開発道路	362	346	1.05
半島振興道路	2,367	2,291	1.03
山村振興道路	983	947	1.04
特別豪雪対策道路	225	217	1.04

(注) 半島振興道路のうち、半島循環道路等について補助率の特別措置を継続。

11 農山村・過疎地域等の振興を支える道路整備の推進

① 広域的なネットワークの整備・活用を図り農山村地域等と都市との共生を一層促進するとともに、豊かな自然環境や独自の伝統・文化を活かしたうるおいのある地域整備を推進する。このため、高速道路のインターチェンジとアクセスする道路の整備や、複数市町村の連携に資する広域市町村道路整備事業を推進するとともに、河川、公園、下水道等の各

種公共事業と道路整備を総合的かつ一体的に推進する。

- 広域市町村道路整備事業……一〇箇所
- ② 過疎地域の活性化を図るため、広域基幹道路整備事業、市町村道の都道府県代行事業を推進するほか、奥地、半島、山村、特別豪雪地帯の振興を支える道路整備を推進する（表20）。

12 環境にやさしい道路整備の推進

- ① 沿道の生活環境保全の観点から、騒音等の低減を図るため、引き続き環境施設帯、遮音壁の設置や沿道整備事業による道路と調和したまちづくり等を推進するとともに、みどり豊かな道路空間を創出する道路緑化や、地域の自然・歴史・文化を生かした良好な道路景观整備を推進する。

さらに、「環境対策特別推進事業」として次のような施策について、総合的かつより充実した施策を展開し、環境にやさしい道路整備を行う。

- より高度な環境対策の試験的施工や環境対策技術に係る官民一体となつての研究・開発を推進する。
- 動物のための横断構造物の設置等生態系の保全に一層配慮した道路の整備を推進

表 21

(単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
環境対策特別推進事業	30	—	—
環境施設帯等	1,517	1,448	1.05
道路緑化	599	578	1.04
道路景观整備	133	129	1.04

(注) 1. 環境施設帯等：環境施設帯、遮音壁の設置等
2. 道路景观整備：シンボルロード整備事業等

○ 地域の緑の骨格を形成するスーパーグリーンベルトや歩行者のための休憩施設、みどりの一里塚等の整備により、緑のネットワークを構築し、緑量の大幅な拡大を図る。

○ 沿道広告類の更新に対し、民間の協力によるデザインの一や調和を促し、良好な沿道環境の創出を図る（表21）。

- ② 親しみとらうるおいのある道路環境の創出による利用者サービスの向上および沿道地域の活性化に資するため、サービスエリア等の休憩施設と周辺の都市公園等との一体的整備を図るハイウェイ・オアシスを推進する。

○ ハイウェイ・オアシス

九州横断道金立サービシエリア等五箇所で実施

- ③ 道路整備において、エネルギーや資源の有効利用を図る。

○ 太陽光を利用した省エネ型道路の開発を推進する。

○ 道路工事において発生する残土や、アスファルト、コンクリート発生材などの建設副産物について、発生量の抑制、再利用の促進等、建設副産物対策を推進する。また、アスファルト発生材の再利用を促進するため、再資源化施設（再生プラント）の立地に対して融資制度等により支援を行う。

13 有料道路制度の活用による道路整備の推進

- ① 多極分散型国土の形成に大きく寄与する高規格幹線道路、大都市圏における環状道路、湾岸道路等の整備を重点的に推進する。また、東京湾横断道路、明石海峡大橋などの大規模

表22

区 分	4年度要求	前 年 度	倍 率
事 業 費	30,382	28,025	1.08
国 費	2,058	1,705	1.21

(注) NTT-A型事業は含まない。

- ① 主な新規事業箇所
 - 日本道路公団（一般有料道路）東水戸道路 10.2km
 - 阪神高速道路公団 湾岸線（8期） 4.5km
- ② 主な供用予定箇所
 - 一般有料道路（日本道路公団） 宇佐別府道路 18.1km
 - 首都高速道路 湾岸線（3期） 4.2km
- ③ 利用者サービスの向上のための主な施策
 - ・混雑区間の拡幅
 - 東名高速道路厚木～大井松田間（4車線→6車線）
 - 首都高速道路銀座～江戸橋間、阪神高速道路豊中付近等
 - ・出路の設置、料金所ブースの増設等 43箇所
 - ・東名高速道路横浜IC
 - 首都高速道路新宿出路、阪神高速道路梅田出路等
 - ・所要時間表示板等の設置 45箇所
 - ・サービスエリア（SA）等の拡充 36箇所
 - ・ハイウェイ・オアシス 九州横断道金立SA等 5箇所

(注) NTT-A型事業は含まない。

プロジェクトの推進を図る。

- ② 有料道路の利用者負担を適正に保ちつつ、事業の健全な運営を図るため、建設・管理の一層の効率化による経費節減に努めるとともに、国および地方公共団体による助成措置の拡充を図る。
- ③ 共通利用を可能とするカードシステムについての検討を進めるとともに、渋滞対策として混雑区間の拡幅、出路の設置、所要時間表示等情報提供の充実等を推進するほか、サービス施設の充実を図る。

- ④ NTT-A型資金を活用して、有料道路と

これに密接に関連する道路を一体的に整備する総合有料道路事業などを推進する（表22）。

14 道路と沿道地域との一体的整備の推進

- ① 道路整備の円滑化と道路機能の増進を図るとともに良好な市街地環境の整備、土地の高度利用に資するため立体道路制度を積極的に活用して、大都市圏および地方都市の幹線道路の整備を推進する。
 - 東京外かく環状道路（和光地区）
 - 第二京阪道路（田辺地区）
 - 関西国際空港線（前島地区）

○ 名古屋環状2号線（喜多山地区）

○ 首都高速道路（箱崎地区）

- ② インターチェンジ・サービスエリア等を中心とした計画的な地域振興整備、道づくりを促進するという観点からインターチェンジ・サービスエリア等と周辺地域を一体的に整備する地域一体振興整備事業の創設を図る。
 - 首都圏中央連絡自動車道（茨城県）

- ③ 道路の施設や占用物件の複合化・集約化による道路の利便性・快適性の向上を図るとともに、道路交通環境の向上に資する沿道の施設整備への支援を行う。

- ④ 大規模な工場跡地等の土地利用の高度化・適正化に際し、増大する交通負荷に適切に対応するため、交通アクセスメントを行い、道路事業者と開発者との適正な協力のもとに良好な街づくりに資する道路整備を推進する。
 - 大阪市中之島西部地区

15 工事の平準化と用地ストックの確保

道路整備事業の円滑な推進を実施するために、国庫債務負担行為の活用等により、工事の平準化を推進する。

また、道路事業を計画的・先行的に確保する方策として、国庫債務負担行為の活用により、高規格幹線道路等の用地先行取得を推進するとともに、

道路開発資金制度を活用して、大規模道路等の用地および代替地の確保を図るとともに、道路事業者が代替地や代替床を確保できる制度を整備するとともに、土地区画整理事業を活用した代替地の確保を図る。

さらに、公団・公社の代替地取得に係る譲渡所得について、軽減税率の適用を図る。

表23

(単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
都心部道路地下空間整備モデル事業	89	68	1.32
キャブシステム整備事業	252	243	1.04

表24

(単位：億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
道路情報提供施設	276	242	1.14

16 道路地下空間の計画的利用の推進

道路地下空間利用のニーズの高い大都市等において、地下歩道、地下駐車場等の空間の確保、地下鉄、ガス、水道等の施設の収容を計画的に行い、道路地下空間の有効活用を図るため、道路地下空間利用計画を策定するとともに、交通が輻輳する都心部等において、歩行者の快適性に配慮しつつ地下歩道、地下駐車場等の一体的、計画的な整備を推進する都心部道路地下空間整備モデル事業を推進する。また、高度情報社会に対応するとともに、生活環境の向上を図るため、電線類地中化五箇年計画に基づいてキャブシステムの整備を推進する(表23)。

○道路地下空間利用計画の策定

政令市等において順次着手する

○都心部道路地下空間整備モデル事業の推進

大阪市大阪駅周辺、広島市紙屋町等一〇箇所

○キャブシステム整備事業

全国……七〇都市において実施

新規……大分市等

17 高度情報化社会への対応

道路利用者のニーズの多様化に対応するとともに、道路管理の高度化に資するため路車間情報システムの整備等による道路交通情報を的確に提供するとともに、高度情報化社会の形成に資するた

め、一般道路についても、光ファイバー等の計画的整備を行い、高速道路の光ファイバーとも一体的に機能する情報ネットワークを構築する(表24)。

○路車間情報システム

●首都圏、大阪圏、名古屋圏等におけるピーコン等の整備

○その他の道路情報提供施設等

●高速自動車国道、都市高速道路、一般国道等における道路情報提供施設の充実

道路情報板 約四七〇基

ハイウェイラジオ 一五箇所

●光ファイバーによるネットワークの整備

高速自動車国道 延長 約三三〇km

一般国道 延長 約一三〇km

18 総合的な物流対策の推進

道路空間を活用した新しい物流システムの導入を図るため、法制度、経済的可能性、機器・施工に関する技術的事項等について検討するとともにシステムの本格的な研究、開発を推進する。

また、道路交通におけるロジスティク機能の高度化を図るため、官民一体となった推進体制を整備するとともに、ロジスティクスセンターと道路ネットワークの新たな一体整備手法の研究、開発を行う。さらに、新たな都市内物流拠点のあり方

を総合的に検討するとともに、その実現方策を検討する。

○新物流システムの研究、開発等

三五一百万円

六 生活関連重点化枠概算要望概要

国民の日常生活の質の向上に資するため、生活関連重点化枠を活用し、次の道路整備を緊急に推進する。

① 地方都市基盤緊急整備

要望事業費

五〇九億円

○交通安全対策推進事業

日常生活地域において、通学、買物等にかかる交通事故の多発している箇所等の歩道整備、交差点改良等の緊急実施、駐車場の整備等の交通安全対策を推進し、安全でくらしやすい日常生活の確保を図る。

○渋滞対策推進事業

通勤・通学等、地域生活に密接に係る道路の整備を推進し、渋滞箇所の早期解消を図る。

○道路環境対策推進事業

良好な生活環境を確保するため、環境施設帯や遮音壁の設置、緑化等の道路環境対策を推進する。

② ふるさと生活活性化

要望事業費 三九五億円

○生活基盤整備推進事業

公園、学校、医療施設等の公共公益施設に関連する道路のうち、特に整備効果の大きい事業を推進し、生活基盤施設の利便性の向上等を図る。

○雪国生活支援事業

雪国における生活環境の向上を支援するため、冬期交通のネックとなる箇所におけるチェーン着脱場等の整備や堆雪による生活障害除去のために必要な流雪溝の整備を推進する。

○ふるさと交流活性化事業

地方部の交流を活性化するため、過疎地域と地方中心城市等を連絡する広域的な道路や、異常気象時の通行規制区間・冬期交通障害箇所等の道路の整備を推進する。

○公共交通機関対策事業

通勤・通学等の日常生活にかかせない公共交通機関の利用を促進し、道路交通の円滑化を図るため、バス路線や駅前広場等の道路整備を推進する。

③ 住宅・宅地供給緊急促進

要望事業費

一一八億円

○住宅宅地関連道路整備事業

大都市地域における良好な住宅宅地の供

給を促進するため、土地区画整理事業やアクセス道路の整備等、関連する道路事業のうち、大都市法に定める対象地域において緊急に実施すべき事業を推進する。

④ 地域商業基盤総合整備

要望事業費

一八四億円

○まちづくり基盤整備推進事業

快適で魅力あるまちづくりを推進するため、市民生活の中心であるメインストリート上の整備、中心市街地の活性化に資する道路の整備、駐車場の整備、電線類の地中化等の事業を推進する。

七 公共投資充実臨時特別措置要求概要

多極分散国土の形成、国民生活の安全の確保、地域社会の活性化等の課題に対応するため、公共投資充実臨時特別措置を活用し、次の道路整備の一層の推進を図る。

① 広域交流ネットワークの強化に資する大規模事業

要求事業費 九七六億円

○高規格幹線道路

多極分散型国土形成、地域社会の活性化等の課題に対応し、国民生活の充実を図るため、全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網の整備を推進する。

○高規格幹線道路関連道路

高規格幹線道路網が持つ機能を十分に発揮させるため、高規格幹線道路のインターチェンジと重要な空港、港湾および主要都市等を連絡する道路の整備を推進する。

○広域交通機関関連道路

効率的な交通体系の形成を図るため、新幹線駅、空港、港湾等の広域交通交通結節点と周辺地域を連絡する道路の整備を推進する。

○バイパス・環状道路等の整備

地方の生活圏中心都市等において都市交通の改善と市街地部の居住環境の向上に資するバイパス・環状道路の整備を推進するとともに、地方の生活圏を相互に連絡する道路の交通不能区間の解消を図り、広域的な交流ネットワークの整備を推進する。

②

国土の安全基盤の構築に資する大規模事業
要望事業費 五七億円

○防災改築事業

豪雨時等における道路交通の安全性、信頼性を高めるため、通行規制区間等を迂回するバイパス整備および危険区間の解消のための大規模な防災事業を推進する。

○緊急輸送道路および避難路

地震等の災害時の避難、応急復旧活動等

の円滑化を図るため、緊急輸送道路および避難路の整備を推進する。

○河川、砂防等国土保全事業関連事業

安全で豊かな国土の形成を図るため、河川、砂防等の国土保全事業に関連した道路の整備を推進する。

③

地方活性化拠点の整備に資する大規模事業
要望事業費 二七七億円

○大規模プロジェクトおよび地域振興プロジェクト関連道路等の整備

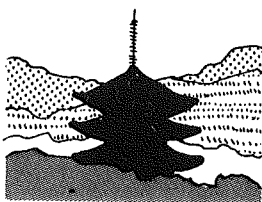
地域の活性化を図るため各地で展開される工業団地、リゾート開発、テクノポリス等の大規模プロジェクトや地域振興プロジェクトおよび大規模なイベントに関連した道路の整備を推進する。

○都市拠点形成プロジェクト関連事業

国際化・情報化の進展に対応し、情報・交流等の高度都市機能を有する業務核都市・地方都市等の育成を図るため、鉄道跡地・工場跡地や臨海部の大規模空間地を活用した都市拠点形成プロジェクトを支援する道路の整備を推進する。

○大規模住宅開発事業関連事業

地方定住の促進による地域の活性化に資するため、地方部における大規模な住宅地開発事業に関連する道路の整備を推進する。



一般国道関係予算の概要

建設省道路局国道第一課建設専門官

渡辺 茂樹

同 国道第二課建設専門官

長沢小太郎

はじめに

一般国道は、現在、四〇一路線が指定され、実延長四六、九三五kmのネットワークを構成している。これら一般国道は、高速国道などと一体となって全国的な高規格幹線道路網を形成しつつ、都市においては都市活動の基幹的施設として機能し、地方にあっては地域間の円滑な交通を支えるなど極めて広範多岐にわたる使命を担っているものである。

一般国道の延長は、都道府県道以上の一般道路の全延長の約二七％を占めるにすぎないが、全国の自動車走行台kmの約五〇％（平成二年度道路交通センサスによる）を分担している。このように一般国道の重要性にも拘わらず、その整備は十分

とはいいがたい。たとえば、平成元年度末現在、四車線以上で整備されている区間はわずか、四、六六〇km（九・九％）しかない現状にある。また、改良済み区間（四一、〇〇三km）であっても交通がスムーズに通行してない区間（混雑度一・〇以上の区間）が一五、三〇四km（三二・六％）に達しているほか、交通不能区間および未供用区間（海上区間除き）が全国で五〇箇所、延長四〇一km（うち交通不能区間一四二km）も残っている。

このような現状に鑑み、事業実施にあたっては、昭和六三年度を初年度とする第10次道路整備五箇年計画に基づく計画的整備の推進に努めることを基本方針とし、特に、ふるさと創生の基盤づくりとしての地域振興計画との連携強化を図るため、高規格幹線道路に指定された一般国道の自動車専

用道路の整備を重点的にすすめる。また、大都市圏における環状道路、高規格幹線道路網と一体的に機能する国道ネットワークの充実・強化を図るため、交通混雑の著しい区間においてバイパス・拡幅による多車線整備をすすめるほか、県際・峠越えにおける交通不能区間等の解消等に重点をおいて事業を推進することとし、表1、表2に示す事業規模を要求している。

また、平成三年度に引き続き国民の日常生活の質の向上に資するため生活関連重点化分について、別枠を要望しており（表3）、新たに、多極分散型国土の形成、国民生活の安全の確保、地域社会の活性化等の課題に対応するため、公共投資充実臨時特別措置枠を要求している（表4）。

以下に平成四年度的一般国道関係予算（概算要

表1 平成4年度一般国道（直轄）要求（生活関連除く）

（単位：百万円）

所管別 事業種別	建設省			北海道			沖縄			合計		
	3年度当初	4年度要求	対前年度比	3年度当初	4年度要求	対前年度比	3年度当初	4年度要求	対前年度比	3年度当初	4年度要求	対前年度比
改築 高規格 一般 一次 二次	769,137	785,200	1.02	140,564	144,448	1.03	24,960	26,600	1.07	934,661	956,248	1.02
	331,800	351,800	1.06	13,000	18,500	1.42	2,000	6,000	3.00	346,800	376,300	1.09
	437,337	433,400	0.99	127,564	125,948	0.99	22,960	20,600	0.90	587,861	579,948	0.99
	31,635	32,400	1.02	30,664	26,765	0.87	—	6—	—	62,299	59,165	0.95
	405,702	401,000	0.99	96,900	99,183	1.02	22,960	20,600	0.90	525,562	520,783	0.99
共同溝	23,100	25,500	1.10	—	—	—	—	—	—	23,100	25,500	1.10
維持	101,700	105,000	1.03	33,820	34,900	1.03	1,720	1,800	1.05	137,240	141,700	1.03
つぶれ地	—	—	—	—	—	—	1,016	1,010	0.99	1,016	1,010	0.99
修繕	86,630	91,100	1.05	20,097	21,260	1.06	1,700	1,780	1.05	108,427	114,140	1.05
小計	980,567	1,006,800	1.03	194,481	200,608	1.03	29,396	31,190	1.06	1,204,444	1,238,598	1.03
雪寒	9,217	9,567	1.04	11,020	11,100	1.01	—	—	—	20,237	20,667	1.02
交通安全	77,926	85,222	1.09	14,080	15,044	1.07	1,920	2,000	1.04	93,926	102,266	1.09
合計	1,067,710	1,101,589	1.03	219,581	226,752	1.03	31,316	33,190	1.06	1,318,607	1,361,531	1.03

表2 一般国道（補助）要求（生活関連除く）

（単位：百万円）

所管別 事業種別	内地一般			離島			沖縄			合計		
	3年度当初	4年度要求	対前年度比	3年度当初	4年度要求	対前年度比	3年度当初	4年度要求	対前年度比	3年度当初	4年度要求	対前年度比
改築 高規格 一般 一次 二次	352,758	355,169	1.01	6,599	6,581	1.00	2,334	2,640	1.13	361,691	364,390	1.01
	18,600	25,004	1.34	—	—	—	—	—	—	18,600	25,004	1.34
	334,158	330,165	0.99	6,599	6,581	1.00	2,334	2,640	1.13	343,091	339,386	0.99
	197,438	199,666	1.01	4,163	4,365	1.05	—	—	—	201,601	204,031	1.01
	136,720	130,499	0.95	2,436	2,216	0.91	2,334	2,640	1.13	141,490	135,355	0.96
共同溝	2,590	880	0.34	—	—	—	—	—	—	2,590	880	0.34
特殊改良	35,330	34,404	0.97	1,679	1,774	1.06	160	—	—	37,169	36,178	0.97
補修	46,110	46,780	1.01	317	362	1.14	70	40	0.57	46,497	47,182	1.01
維持	—	—	—	—	—	—	201	198	0.99	201	198	0.99
小計	436,788	437,233	1.00	8,595	8,717	1.01	2,765	2,878	1.04	448,148	448,828	1.00
雪寒	18,207	18,697	1.03	—	—	—	—	—	—	18,207	18,697	1.03
交通安全	36,810	38,522	1.05	110	88	0.80	154	178	1.16	37,074	38,788	1.05
合計	491,805	494,452	1.01	8,705	8,805	1.01	2,919	3,056	1.05	503,429	506,313	1.01

表3 生活関連重点化枠要望額（一般国道 全国）

（単位：百万円）

事業内容	事業費	
地方都市基盤緊急整備	渋滞対策推進事業	23,019
	道路環境対策推進事業	1,900
	小計	24,919
ふるさと生活活性化	生活基盤整備推進事業	1,130
	ふるさと交流活性化	6,603
	公共交通機関対策事業	1,635
	小計	9,368
住宅・宅地供給緊急促進	住宅宅地関連道路整備事業	600
地域商業基盤総合整備	まちづくり基盤整備推進事業	1,350
合計	36,237	

表4 公共投資充実臨時特別措置要求額(一般国道 全国) (単位:百万円)

事業内容	事業費	
広域交流ネットワークの強化に資する大規模事業	高規格幹線道路	19,008
	高規格幹線道路関連道路	11,363
	広域交通機関関連道路	860
	バイパス・環状道路の整備	11,500
	小計	42,731
国土の安全基盤の構築に資する大規模事業	防災改築事業	2,606
	緊急輸送道路及び避難路	244
	小計	2,850
地方活性化拠点の整備に資する大規模事業	大規模プロジェクト及び地域振興プロジェクト	
	関連道路等の整備	1,819
	都市拠点形成プロジェクト関連事業	800
	大規模住宅開発事業関連事業	460
	小計	3,079
	合計	48,660

求)の概要について述べる。

一 高規格幹線道路の整備

二一世紀の地域づくりを進めていくためには、「速さ」「時間の正確さ」と「安全性」に優れた高規格幹線道路網一四、〇〇〇kmの整備が重要であると考えられることから、今後の道路政策の中心的課題として取り組んで行く。

一般国道の自動車専用道路として整備する高規格幹線道路は、総延長で二、三〇〇km(本州四国連絡道路除き)であり、平成四年度予算は、五、〇六二億円(一般有料含み、N T T・A型事業費除き)対前年度比一・〇八倍を要求し、既に事業に着手している日高自動車道、首都圏中央連絡自動車道、能越自動車道、西九州自動車道等の路線九二五kmの区間について事業を継続実施するほか、新たに首都圏中央連絡自動車道(東大栄(JCT)等)、京奈和自動車道(大和・御所道路)等二二〇kmの区間の事業に着手する予定である。さらに、国幹道に並行する一般国道において既に事業に着手している自動車専用道路の整備を促進し、当面その活用を図る。

二 一般道路の整備

高規格幹線道路を除く一般国道改築予算は、直轄五、七九九億円、補助三、三九四億円の合計九、一九三億円(対前年度比〇・九九倍)を要求しており、これにより計画的・効率的な事業の執行に努めていく。

なお、平成四年度の主な新規要求事業は、直轄権限代行一次改築事業として、岩手の二八三号仙人峠道路、大規模二次改築事業として、三重一号北勢バイパスである。

1 一次改築

一般国道の一次改築は、交通不能区間および幅員狭隘区間の解消、冬期交通の確保を図ることにより地域交流の拡大、地域開発の促進、地方都市と周辺農山漁村との一体化、過疎対策の推進等に極めて大きな役割を有する事業であり、指定区間および権限代行区間については直轄事業により、それ以外の区間については補助事業によりそれぞれ整備を進めている。

平成四年度においては、直轄五九二億円、補助二、〇四〇億円の合計二、六三二億円を要求し事業を推進する。

直轄事業においては権限代行区間として山梨・埼玉一四〇号(雁坂峠)、高知・愛媛一九四号(寒風山)等二四路線について事業を継続実施し、新たに岩手二八三号仙人峠道路の事業着手を要求する。また、指定区間では北海道二二九号(沼前道路)、一七三三号(上士幌道路)等一九路線について事業を継続実施し、新潟三五三(小岩峠道路)の完成を図る予定である。補助事業においては、岩手三四〇号、静岡三六二号、奈良一六八号、高知四三九号、宮崎二六五号等の整備を促進する。

2 二次改築

一般国道の二次改築は、交通混雑の著しい区間についてバイパス・環状道路の整備、現道の拡幅

表5 一般国道のバイパスの整備

区 分	4年度の主な供用予定箇所		
地方中枢・中核都市等のバイパスの整備	石川8号	小松バイパス	3.7km
	和歌山24号	和歌山バイパス	6.3km
地方中心都市等のバイパスの整備	山形7号	鶴岡バイパス	3.5km
	広島2号	西条バイパス	5.0km

(注) 地方中枢・中核都市等とは、人口10万人以上の地方都市。
地方中心都市等とは、人口10万人未満の地方都市。

および自転車・歩行者道の整備、橋梁の架替、防災工事、道路緑化等を主な内容としており、交通混雑の解消、沿道環境の改善、交通安全の向上を図るものである。

平成四年度においては、直轄五、二〇八億円、補助一、三五四億円の合計六、五六二億円を要求し事業を推進していく。

① 県庁所在地等地方中心城市および地方都市におけるバイパスの整備

県庁所在地等地方中心城市およびその他の地方都市の周辺部における交通混雑の抜本的な解消と沿道環境の改善を図るためには、既成市街地から通過交通を迂回させるとともに都市に発生集中す

る交通を分散導入させる役割を持つバイパス・環状道路による多車線整備を推進する必要がある。

しかし、その整備は非常に遅れているのが実態である。たとえば、現在事業中のバイパスは、全国で約五五〇箇所・延長約四、一一〇kmであり、そのうち供用済み延長は約二、六〇〇km（約六三％、三年度末見込み）、また、全線供用されているバイパスの延長は約一、六三〇km（約四〇％、三年度末見込み）にすぎない。

このような状況を踏まえ、平成四年度は、既着工事業箇所を中心に交通混雑や沿道環境の悪化が特に著しい箇所に重点を置いて整備を促進する（表5参照）。

② 渋滞対策の拡充

都市内の幹線道路網は、都市の諸活動を支える基盤として必要不可欠なものであり、従来からその計画的・体系的な整備の促進に努めてきているところである。しかしながら、道路交通量の増大により都市部の交通渋滞は激しさを増しており、かつ抜本的な整備には相当期間を要することから当面の緊急対策として渋滞の特に著しい箇所（主要渋滞ポイント）の対策を重点的・総合的に推進するため、渋滞の著しい三七都市（圏）ごとに策定した『渋滞対策緊急実行計画（アクションプログラム）』および、それ以外の全国三四五市町村について、都道府県ごとに策定した『渋滞対策推進

計画』を推進する。

また、近年、レジャー・文化活動等の余暇活動の活発化に伴い、週末や休日の自動車利用が増大しているとともに、利用の内容も多様化してきており、これに対応した道路整備が必要となっており、このため、観光地等の週末や休日に、著しい渋滞等が生じている地域を対象に、渋滞交差点の改良、駐車場整備等の短・中期対策および道路景観整備等を組み合わせ、豊かな余暇活動を確保するため策定した『休日交通ボトルネック解消モデル事業』を推進することとしている。

一般国道においては、これらの各種渋滞対策に基づき、幹線道路相互の連結部等の立体交差事業等、および都市に発生集中する交通を分散導入する役割を持つバイパス・環状道路の重点的促進を図ることとしている。

③ 交通安全に寄与する整備

交通安全の向上を図るために特定交通安全施設等整備事業との調整を図りつつ、改築事業により歩道等の設置を目的とした現道拡幅、人家連担等により歩道等の設置が極めて困難な区間の小規模バイパス等の整備を推進する。

④ 防災・震災対策

道路交通の安全を確保するため、昭和六一年度を実施した防災点検に基づく落石、法面崩壊、洗掘等の危険箇所のうち特に緊急を要するものにつ

いて、法面保護、洞門工、根固め工等の対策事業を実施する。

また、六一年度に実施した震災点検に基づき地震による被災の危険性のある構造物のうち緊急を要するものについて橋梁の架替等を実施する。

さらに、豪雨・豪雪等の異常気象による長期にわたる交通途絶を防止し民生の安定を図るため、防災対策・雪崩対策および冬期除雪の効率化に資する現道拡幅事業を実施していく。

⑤ 沿道環境対策

幹線道路の良好な沿道環境を保全するため、既設および新設の道路について必要に応じ環境施設帯や遮音壁の設置等を進めるほか、植樹帯の設置等の緑化事業を推進する。

⑥ 新交通システム

都市交通の円滑を図るため、道路の空間を利用して、道路交通の補完的役割を果たす新交通システムの建設を推進する。

⑦ その他

耐力力の不足している老朽橋の架替、踏切道の改良などの事業を推進するほか、半島振興対策道路（昭和六三年度一二月三日官報告示）の整備促進を図る。

三 共同溝

大都市およびその周辺の道路には、電話・電気・

ガス・上下水道等の都市活動に不可欠な公共公益施設が多数埋設されており、これらのケーブル・

管路の新設や補修等のための路面の掘り返しは道路交通に著しい支障を与えている。このような掘り返しを防止し道路構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として昭和三八年度より共同溝の整備を進めてきており、三年度末までの整備延長は、二九一kmに達する見込みである。

平成三年度は、仙台・東京・川崎・横浜・千葉・静岡・名古屋・京都・大阪・神戸・岡山・広島・福岡・熊本の各都市およびこれらに隣接する地域において、二七路線七四カ所で整備を推進し、さらに約一八kmの延伸を図る予定である。このため道路管理者分の事業費として二六四億円（対前年度比一・〇三倍）を要求している。

四 キャブシステム

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から電線類の地中化を積極的に推進するとともに、高度情報社会に対応した道路空間の形成を図るためキャブシステムの整備を推進している。

平成四年度は、電線類地中化五箇年計画に基づき、生活環境の向上等の観点からも推進する予定である。

五 維持修繕

道路ストックを保全し、道路機能を最大限に発揮させるとともに沿道環境の保全を図るため、經常的な業務としての維持・修繕は必要不可欠な重要業務である。

一般国道の特に重要な広域幹線を形成するものについては、指定区間として国が直轄事業により維持・修繕を実施しているところである。また、指定区間外については、一定規模以上の補修などを補助事業の対象とし、通常の維持および小規模な補修は地方単独事業により実施しているところである。

平成四年度は、新規の指定区間への編入、パイパスの完成に伴う延長の補正などにより、全国で国が直轄管理する指定区間は、一四五路線、一九、三一四kmになる。この指定区間にかかる維持修繕費は、二、五五八億円（沖縄県の未買収道路用地費を除く）を要求しており、このうち維持については、路面・路肩・路側部、橋梁等構造物および交通安全施設の維持、補修等のほか、清掃・緑地管理巡回等の經常的作業を行っていく。また、沖縄県の未買収道路用地の処理を行うため一〇億円を別途要求している。修繕については、自動車交通量の増加、自動車荷重の増大による路面の破損および騒音・振動に対処するため、路面の修繕を

主体として実施するほか、橋梁・トンネル等構造物の修繕等を行う。また、防災対策事業および震災対策事業については、六一年度点検に基づき計画的に事業を進めていく。

指定区間外については、補助事業として実施される維持および補修の事業費として四七四億円を要求している。このうち維持については、沖縄県の未買収道路用地の処理を特例として計上し、補修については、舗装の補修、六一年度震災点検に基づく震災対策および床版補修を主とする永久橋の補修、並びに六一年度防災点検に基づく災害防除事業を実施する。

六 雪寒

第9次雪寒五箇年計画（S六三―H四）に基づき、雪寒地域における冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定を図ることを目的として、平成四年度は直轄二〇七億円、補助一八七億円をもって除雪・防雪・凍雪害防止の整備を行う。

このうち、防雪事業については、スノーシエツド、なだれ防止柵、消雪パイプ、チェーン着脱場等の整備を図ることとし、凍雪害防止事業については、流雪溝等の整備を促進する。

七 交通安全

平成四年度は、第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の二年目として、交通事故の防止と交通の円滑化の一層の推進を図っていく。

このため直轄一、〇二三億円、補助三八八億円を要求し、一種事業については歩道・自転車歩行者道の整備並びに交差点改良を重点的に推進する。二種事業については、道路照明・道路標識および道路情報提供装置の整備を推進するほか、自動車駐車場についても整備を促進する。

おわりに

建設省においては、従来より国の直轄事業および補助事業として鋭意一般国道の整備を進めてきたところであるが、高規格幹線道路の早期整備、交通混雑の緩和、交通不能区間や危険箇所解消など緊急に整備しなければならない多くの箇所を残しており、整備の要望も極めて大きい。

このため、一層効率的な整備の推進に努めるとともに、必要な予算の確保に今後とも努めていきたい。



有料道路関係予算の概要

建設省道路局有料道路課課長補佐

広瀬 輝

同 高速国道課課長補佐

小池 幸男

はじめに

有料道路事業は、財政投融资資金や民間からの借入金等を活用することにより道路整備を進めるもので、極めて少ない国費で事業を推進することができるといふ特色があるため、現下の厳しい財政状況においては、特に有料道路制度を積極的に活用することが必要となっている。

平成四年度有料道路関係予算要求額は、五箇年計画対象事業費で、三兆三八二億円であり、対前年度比一・〇八倍の伸びとなっている。その結果、有料道路関係事業費が全体道路事業費に占める割合は、四〇％となっている（表1）。

この有料道路事業費の伸びに対応して有料道路事業の事業基盤の強化を図るため、建設コストの

削減、維持管理の合理化等事業の一層の効率化を進めると共に、国および地方公共団体による助成措置の拡充を要求している。

以下、有料道路の事業主体別に要求の概算を述べることにする。

一 日本道路公団

1 要求の概要

平成四年度要求額は、日本道路公団全体で四兆三、六三四億円（対前年度比一・〇六倍）であり、そのうち高速自動車国道が三兆八、一二八億円（対前年度比一・〇七倍）、一般有料道路が五、五〇六億円（対前年度比一・〇三倍）となっている（表2）。

2 高速自動車国道の建設

国土の基幹的ネットワークとなる高速自動車国道の建設を計画的に推進し、平成四年度中に三五・四kmの区間を新たに供用する。その結果、平成四年度末の供用延長は、五、四三四・〇kmに達し、予定路線延長（一一、五二〇km）に対する割合が四七％となる（表3）。

平成四年度における建設費としては、一兆二、八〇〇億円（対前年度比一・〇八倍）を計上している。

3 一般有料道路の建設

前年度に引き続き、高規格幹線道路網の一環を形成する道路、広域的な都市圏の形成に資する大規模な幹線道路等三三路線の建設を推進し、うち

表1 平成4年度道路整備予算総括表

(単位:百万円)

区 分	4年度要求(A)		前年度(B)		比較増△減(A)-(B)		倍率(A)/(B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
有料道路	3,038,187	205,792	2,802,524	170,460	235,663	35,332	1.08	1.21
日本道路公団	1,891,835	100,188	1,806,946	83,207	84,889	16,981	1.05	1.20
首都高速道路公団	378,605	6,850	350,885	5,950	27,720	900	1.08	1.15
阪神高速道路公団	330,885	6,200	289,411	5,050	41,474	1,150	1.14	1.23
東京湾横断道路株式会社	170,848	22,168	140,674	17,100	30,174	5,068	1.21	1.30
地方道路公社等	124,684	0	92,854	0	31,830	0	1.34	—
地方道路公社等	84,130	26,386	70,178	21,653	13,952	4,733	1.20	1.22
小計	2,980,987	161,792	2,750,948	132,960	230,039	28,832	1.08	1.22
道路開発資金	88,000	44,000	75,000	37,500	13,000	6,500	1.17	1.17
道路整備計	7,635,525	2,918,201	7,261,912	2,780,417	373,613	137,784	1.05	1.05
(生活関連重点化枠)	(120,674)	(69,446)	(66,090)	(37,470)	(54,584)	(31,976)	(1.83)	(1.85)
(公共投資充実臨時特別措置)	(131,014)	(63,257)	(—)	(—)	(131,014)	(63,257)	(—)	(—)
住宅宅地関連(一般会計)	21,948	12,000	—	—	21,948	12,000	—	—
再計	7,657,473	2,930,201	7,261,912	2,780,417	395,561	149,784	1.05	1.05
高規格幹線道路	2,347,892	383,558	2,200,736	335,808	147,156	47,750	1.07	1.14
高速自動車国道	1,669,043	96,545	1,588,177	81,754	80,866	14,791	1.05	1.18
本州四国連絡道路	170,848	22,168	140,674	17,100	30,174	5,068	1.21	1.30
一般国道	506,231	263,075	470,277	235,346	35,954	27,729	1.08	1.12
調査	1,770	1,770	1,608	1,608	162	162	1.10	1.10

- (注) 1. 道路整備の各区分の計数には、(生活関連重点化枠)および(公共投資充実臨時特別措置)を含む。
2. 一般道路の各区分の計数には、(緊急地方道路整備事業)および(N T T - B型事業)を含む。
3. 住宅宅地関連には、住宅宅地関連公共施設整備促進事業のみを計上した。
4. 道路開発資金の事業費には、東京湾横断道路株式会社への融資予定額4年度30,800百万円、前年度23,424百万円を含む。
5. 地方道路公社等は、地方道路および地方公共団体に対する有料道路融資である。
6. N T T - A型事業は含まない。
7. 高規格幹線道路の計数は各区分の再掲である。
8. 高規格幹線道路の一般国道は、一般道路の一般国道、日本道路公団および地方道路公社の一般有料道路の高規格幹線道路分である。
9. 高規格幹線道路の調査は、一般道路の道路の調査の高規格幹線道路分である。

表2 平成4年度日本道路公団概算要求額(高速・一般別)

(単位:百万円)

区 分	4年度要求(A)			前年度(B)			比較増△額(A)-(B)			倍率(A)/(B)		
	高速	一般	計	高速	一般	計	高速	一般	計	高速	一般	計
(事業計画)												
建設費	1,280,000	160,300	1,440,300	1,190,000	160,300	1,350,300	90,000	0	90,000	1.08	1.00	1.07
維持改良費	213,000	25,200	238,200	212,202	22,610	234,812	798	2,590	3,388	1.00	1.11	1.01
調査費	5,005	1,069	6,074	4,682	1,045	5,727	323	24	347	1.07	1.02	1.06
建設利息	171,038	36,223	207,261	181,293	34,814	216,107	△ 10,255	1,409	△ 8,846	0.94	1.04	0.96
小計	1,669,043	222,792	1,891,835	1,588,177	218,769	1,806,946	80,866	4,023	84,889	1.05	1.02	1.05
業務管理費等	2,143,740	327,788	2,471,528	1,990,538	317,205	2,307,743	153,202	10,583	163,785	1.08	1.03	1.07
合計	3,812,783	550,580	4,363,363	3,578,715	535,974	4,114,689	234,068	14,606	248,674	1.07	1.03	1.06
(資金計画)												
国費	96,545	3,643	100,188	81,754	1,453	83,207	14,791	2,190	16,981	1.18	2.51	1.20
財政投融资	1,907,700	350,200	2,257,900	1,708,600	349,100	2,057,700	199,100	1,100	200,200	1.12	1.00	1.10
縁故債	127,200	5,200	132,400	128,800	3,600	132,400	△ 1,600	1,600	0	0.99	1.44	1.00
外債	85,000	0	85,000	64,000	0	64,000	21,000	0	21,000	1.33	0.00	1.33
民間借入金	153,400	0	153,400	153,400	0	153,400	0	0	0	1.00	0.00	1.00
業務収入等	1,442,938	191,537	1,634,475	1,442,161	181,821	1,623,982	777	9,716	10,493	1.00	1.05	1.01
合計	3,812,783	550,580	4,363,363	3,578,715	535,974	4,114,689	234,068	14,606	248,674	1.07	1.03	1.06

表3 平成4年度 高速自動車国道供用予定区間

道名	区間	延長(km)
北海道縦貫自動車道	伊達～室蘭	12.9
北海道横断自動車道	札幌西～札幌JCT	14.0
東北縦貫自動車道	大泉～川口	18.4
東北横断自動車道	猪苗代磐梯高原～会津坂下	34.8
常磐自動車道	川口～三郷	11.2
関越自動車道	藤岡～佐久	69.5
〃	更埴JCT～須坂	15.9
中央自動車道	豊科～更埴JCT	42.7
近畿自動車道	名古屋～勝川	11.0
〃	勢和多気～伊勢	20.8
〃	堺南～岸和田	10.1
山陽自動車道	岡国～岡山JCT	7.1
〃	岩山～熊毛	25.3
中国横断自動車道	落合JCT～江府	48.9
九州横断自動車道	別府～大分	14.8
計		357.4
平成4年度末 供用延長(予定)		5,434.0km

(注) インターチェンジ等の名称については、仮称である。

表4

道路名	路線名	開通区間	延長(km)
宇佐別府道路	一般国道10号	大分県宇佐市大字山本から 〃 速見郡日出町大字南畑まで	18.1

表5

道路名	路線名	開通区間	延長(km)
京都縦貫自動車道 (亀岡～丹波)	一般国道9号	京都府亀岡市曾我部町から 〃 船井郡丹波町須知まで	21.0
東水戸道路	一般国道6号	茨城県水戸市酒門町から 〃 那珂湊市大字部田野まで	10.2

宇佐別府道路(二八・一km)を完成させる(表4)。また、新規路線として京都縦貫自動車道(亀岡～丹波)(二一・〇km)、東水戸道路(一〇・二km)を要求している(表5)。

4 環境保全対策

高速自動車国道および一般有料道路の建設にあたっては、やむを得ず住居地域を通過する場合には、良好な環境を保全するために必要な道路構造

(環境施設帯、遮音築堤、遮音壁の設置、植栽による緑化等)の採用等の対策を講ずるとともに、供用中の路線についても必要な防音対策(遮音壁の設置等)を実施する。

5 道路管理の強化

高速自動車国道および一般有料道路において、大型車の多い道路等のわだち掘れ等の対策として舗装のオーバーレイ、橋梁床版等の補強対策、防

護柵の整備、道路情報管理施設の整備、管理用通信幹線の整備、休憩施設等の改良および災害を未然に防止するための防災、震災対策を計画的に実施する。

また、救急体制の強化並びに維持管理の充実を行い、道路管理の強化を図る。

一一 首都・阪神高速道路公団

1 首都高速道路公団

前事業年度に引き続き高速湾岸線(四期)等、一八路線の建設事業を実施し、このうち特に、

① 都心部の混雑緩和を図る首都高速中央環状新宿線および首都高速一二号線

② 東京湾岸道路の一部を形成する高速湾岸線(三期、四期、五期)

③ 業務核都市の育成機能強化に資する高速大宮線、板橋戸田線、高速川崎縦貫線

の事業の促進を図る。このうち、湾岸線(三期)(大田区東海～同区羽田空港地先四・二km)、板橋戸田線(戸田市早瀬～同市美女木二・二km)の供用を図る。

これらの事業を推進するため、建設事業費として二、四五七億円(対前年度比一・〇一倍)を、計上している(表6)。

2 阪神高速道路公団

前事業年度に引き続き湾岸線（南伸部）等二二路線の建設事業を実施し、このうち特に、

① 関西国際空港関連事業である湾岸線（南伸部、南伸部二期、四期兵庫、五期、六期）

② 第二環状線を形成する淀川左岸線

③ その他、北神戸線、大阪池田線（延伸部）の事業の促進を図る。このうち、天保山ジャンクション（湾岸線、大阪港線）、西長堀出入路（大阪港線）等のランプの供用を図る。

また、新規事業として湾岸線（八期）（神戸市垂水区下畑町）同市須磨区須磨浦通、四・五km）を要求している。

これらの事業を推進するため、建設事業費として二、二四五億円（対前年度比一・一四倍）を、計上している（表7）。

三 本州四国連絡橋公団

神戸・鳴門ルートにおいては、明石海峡大橋関連区間の海峡部について、下部工工事、主塔工事およびケーブル工事を継続する。また、陸上部については、用地取得を推進し、舞子トンネル、舞子高架橋下部工、淡路島内橋梁・トンネル等の工事を継続する。大鳴門橋関連区間については、暫定二車線供用している区間の四車線化のための準備を進める。

表7 阪神高速道路公団

（単位：百万円）

区 分	4年度要求 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A)/(B)
（事業計画）			
高速道路建設事業費	224,503	197,000	1.14
高速道路改築事業費	18,954	16,890	1.12
関連街路分担金	15	185	0.08
調 査 費	780	649	1.20
維持修繕費	25,000	24,656	1.01
建設利息	61,633	50,031	1.23
小 計	330,885	289,411	1.14
業務管理費等	226,902	206,570	1.10
合 計	557,787	495,981	1.12
（資金計画）			
出 資 金	12,400	10,100	1.23
政 府	6,200	5,050	1.23
地方公共団体	6,200	5,050	1.23
財 投 資 金	368,000	314,100	1.17
緑 故 債	23,500	20,800	1.13
民間借入金	20,100	17,800	1.13
業務収入等	133,787	133,181	1.00
合 計	557,787	495,981	1.12

表6 首都高速道路公団

（単位：百万円）

区 分	4年度要求 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A)/(B)
（事業計画）			
高速道路建設事業費	245,700	242,300	1.01
高速道路改築事業費	15,900	15,395	1.03
関連街路分担金	13,500	11,626	1.16
調 査 費	1,290	1,063	1.21
維持修繕費	38,599	36,418	1.06
建設利息	63,616	44,083	1.44
小 計	378,605	350,885	1.08
業務管理費等	334,775	309,634	1.08
合 計	713,380	660,519	1.08
（資金計画）			
出 資 金	13,700	11,900	1.15
政 府	6,850	5,950	1.15
地方公共団体	6,850	5,950	1.15
財 投 資 金	415,400	355,700	1.17
緑 故 債	18,000	24,100	0.75
民間借入金	16,700	22,300	0.75
業務収入等	249,580	246,519	1.01
合 計	713,380	660,519	1.08

表8 平成4年度本州四国連絡橋公団概算要求額

(単位：百万円)

区 分	4 年 度 要 求 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A) / (B)	
	全 体	う ち 道 路 分	全 体	う ち 道 路 分	全 体	う ち 道 路 分
(事業計画)						
建設費等	140,017	140,000	117,731	117,663	1.19	1.19
調査費	841	825	810	794	1.04	1.04
維持管理費	5,693	4,415	5,771	4,420	0.99	1.00
建設利息	25,608	25,608	17,797	17,797	1.44	1.44
小 計	—	170,848	—	140,674	—	1.21
業務管理費等	413,647	319,811	385,158	292,807	1.07	1.09
合 計	585,806	490,659	527,267	433,481	1.11	1.13
(資金計画)						
出 資 金	33,252	33,252	25,649	25,649	1.30	1.30
政 府	22,168	22,168	17,100	17,100	1.30	1.30
地方公共団体	11,084	11,084	8,549	8,549	1.30	1.30
補 助 金	16	—	15	—	1.07	—
財 投 資 金	215,000	215,000	188,600	188,600	1.14	1.14
緑 故 債	170,900	170,900	151,300	151,300	1.13	1.13
民間借入金	29,900	29,900	30,800	30,800	0.97	0.97
業務収入等	136,738	41,907	130,903	37,132	1.04	1.12
合 計	585,806	490,659	527,267	433,481	1.11	1.13

尾道・今治ルートにおいては、多々羅大橋関連区間の海峡部について、新たに下部工事に着手する。また、陸上部については用地取得を推進する。来島大橋関連区間の海峡部については、下部工事を継続するとともに新たに主塔工事に着手する。また陸上部については用地取得を推進する。これらの事業を推進するため、建設費等として一、四〇〇億円(対前年度比一・一九倍)を計上している(表8)。

四 東京湾横断道路株式会社

本体工事等を引き続き推進する。会社の平成四年度における建設費として、一、二三億円(対前年度比一・二九倍)を計上している(表9)。

五 有料道路融資事業

概算要求にあたっては、NTT-A型事業を除

表9 東京湾横断道路株式会社

(単位：百万円)

区 分	4 年 度 要 求 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A) / (B)
(事業計画)			
建設費	112,300	87,200	1.29
建設利息	12,384	5,654	2.19
小 計	124,684	92,854	1.34
その他経費	3,189	2,624	1.22
合 計	127,873	95,478	1.34
(資金計画)			
出 資 金	—	—	—
道路開発資金	30,800	23,424	1.31
財 投 資 金	57,100	42,600	1.34
民間借入金等	39,973	29,454	1.36
合 計	127,873	95,478	1.34

いたものとなっている。

1 一般有料道路の建設

(1) 一般有料道路

継続二路線三・四kmの事業を推進する。また、新規事業箇所として、島大橋(岐阜県道路公社〇・七km)を要求している(表10)。

(2) 駐車場

練馬駅北口地下駐車場(東京都道路公社)等一六箇所の事業を推進し、うち、大手前地下駐車場(姫路市)等二箇所の完成を図る(表11)。また、新規事業箇所として、本町明里線地下駐車場(福井市)等五箇所を要求している(表12)。

指定都市高速道路の建設

(1) 名古屋高速道路

名古屋高速一号等継続五路線の事業を推進する。

完成を図る。

福岡高速一号線等継続四路線の事業を推進し、
うち、福岡高速一号線香椎東～香椎間○・九kmの

(2) 福岡北九州高速道路

表10 平成4年度有料道路融資事業（一般有料道路）新規要求箇所

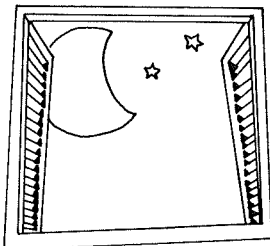
道路名	事業主体	路線名	工事区間	延長
島大橋（拡幅）	岐阜県 （公）	（主）岐阜関ヶ原線	自）岐阜市一日市場 至）＃ 曾我屋	0.7km

表11 平成4年度有料道路融資事業（駐車場）完成予定箇所

駐車場名	事業体	路線名	工事箇所	収容台数
大手前地下駐車場	姫路市	（市）幹第1号線	姫路市本町68番地	237台
熊本市辛島公園 地下駐車	熊本市	（市）桜町紺屋今町第1号線 辛島町第1号線	熊本市桜町 ＃ 辛島町 ＃ 花畑町	625

表12 平成4年度有料道路融資事業（駐車場）新規要求箇所

駐車場名	事業主体	路線名	工事箇所	収容台数
本町明里線地下駐車場	福井市	（市）都市計画道路桜橋線	福井市順化1丁目 ＃ 中央3丁目	349台
掛川大手門駐車場	掛川市	（市）松尾奥姫線	掛川市掛川	232
長堀通地下駐車場	大阪市	（市）東西第1号線	大阪市中央区南船場2丁目 ＃ 3丁目	500
けやき大通り地下駐車場	和歌山市	（市）宮北45号線	和歌山市友田町	350
福山市東桜町駐車場	福山市	（市）三之丸東桜町1号線	福山市東桜町	330



地方道関係予算の概要

建設省道路局地方道課課長補佐

斎藤 隆司

一 はじめに

地方道は、都道府県道と市町村道で構成されており、その延長は、都道府県道二二九、〇〇〇km、市町村道九三四、〇〇〇kmからなり、我が国の一般道路延長の九六%を占め、その整備率は表1のとおりまだまだ低く、整備に対する期待と要望は極めて高いものがある。

このような背景のもとに、平成四年度にあつては、第10次道路整備五箇年計画の最終年度として、広域的な生活圏の形成に必要な都道府県道および日常生活の基盤となる幹線市町村道等の整備を図るため、公共投資充実臨時特別措置およびN T T株式売却収入による貸付金の積極的活用も含め、以下の施策に重点をおき事業を推進することとし

ている。

1 地方部における幹線道路網の整備の推進

- (1) 高速IC関連道路の整備
- (2) 渋滞対策のための道路整備
- (3) 防災、震災対策の推進等

2 地域の振興・活性化を支える道路の整備の推進

- (1) リゾート開発、テクノポリス開発等の地域振興策に関連して整備が必要となる道路の整備
- (2) 過疎地域、半島地域、奥地、山村等の振興を支える道路の整備
- (3) 商店街活性化に資する道路の整備

3 地域の生活環境の向上に資する道路整備の推進

- (1) 住宅・宅地の供給を支える関連道路の整備
 - (2) 公園、学校、医療施設等の公共公益施設の整備に関連する道路の整備
- 以上の重点施策を中心とする各種施策の推進に要する事業費を表2にとおり要求している。

二 都道府県道

都道府県道は、高速自動車国道や一般国道を補完し、幹線道路網の一部を形成するとともに、地方定住を促進するための広域的な生活圏の形成に与つて極めて重要な幹線道路であるが、その整備率は五〇%に満たず、狭隘で危険なバス路線、自動車の通行できない交通不能区間、交通の隘路や危

表1 地方道整備状況（見込）

（単位：km、％）

区分	実延長	平成3年度末				平成4年度末			
		改良済		舗装済		改良済		舗装済	
		延長	整備率	延長	整備率	延長	整備率	延長	整備率
都道府県道	128,783	76,816	59.6	63,848	49.6	79,364	61.6	65,279	50.7
主要地方道	50,354	35,018	69.5	31,462	62.5	35,883	71.3	32,013	63.6
一般都道府県道	78,429	41,798	53.3	32,386	41.3	43,481	55.4	33,266	42.4
市町村道	934,319	423,608	45.3	145,023	15.5	433,281	46.4	147,796	15.8
幹線市町村道	202,594	128,207	63.3	74,400	36.7	132,742	65.5	76,033	37.5
一般市町村道	731,725	295,401	40.4	70,623	9.7	300,539	41.1	71,763	9.8
地方道計	1,063,102	500,424	47.1	208,871	19.6	512,645	48.2	213,075	20.0

険箇所等地域生活の障害となり、早急に整備を要する箇所が多い。

このような整備状況を踏まえ、平成四年度においては、以下の施策に重点をおき各種事業を推進するために必要な事業費を要求することとした。

1 地方部における幹線道路網の整備の推進

(1) 高速IC関連道路等の整備

全国的な幹線ネットワークを形成する高規格幹線道路等の整備効果をより一層高めるため、インターチェンジ関連道路の整備として、三〇九億円を要求している。

また、空港、港湾等の広域公共交通機関へのアクセス道路の整備を推進するため、一〇四億円を要求している。

(2) 渋滞対策のための道路整備

緊急渋滞対策実行計画等に基づく渋滞対策の整備を推進するため、一四五億円を要求している。

(3) 防災、震災対策の推進等

安全な交通を確保するための防災、震災対策として、落石危険箇所の解消、橋梁の耐震性強化等を推進するため、一〇四億円を要求している。

2 地域の振興・活性化を支える道路整備の推進

(1) 民間活力の活用も含め、地域の振興・活性化を図るとともに、リゾート開発等の地域振

興施策に関連して整備が必要となる道路についてNTT株式売却収入の活用等により、整備を推進するため、四五三億円を要求している。

(2) 地域開発関係法令に基づく地域の振興のため、広域幹線道路を中心とした過疎地域活性化道路の整備として、一、九七〇億円（うち

広域基幹道路六九五億円）、半島振興道路の整備として、六六五億円、奥地等産業開発道路の整備として、三一一億円、山村振興道路の整備として、一三七億円を、それぞれ要求している。

3 地域の生活環境の向上に資する道路整備の推進

(1) 良好な住宅地供給を推進するため、住宅建設事業、宅地開発事業に関連して必要な道路の整備として、一七〇億円を要求している。

(2) 公園、学校、医療施設等の公共公益施設の整備に関連して必要な道路の整備を推進するため、九五五億円を要求している。

以上の各種施策を推進する事業種別ごとの要求内容は次のとおりである（緊急地方道路整備事業は除く。）

① 道路改良系事業

道路改良、特殊改良一種の要求は、道路改良二、

表2 平成4年度概算要求事業費(①公共投資充実臨時特別措置②NTT事業を含む)

(単位:百万円)

	建設省(内地一般)			北海道開発庁			国土庁(離島・奄美)			沖縄開発庁			全国合計		
	3 決定	4 要求	伸率	3 決定	4 要求	伸率	3 決定	4 要求	伸率	3 決定	4 要求	伸率	3 決定	4 要求	伸率
都道府県道	310,973	293,548	0.944	68,417	66,767	0.976	30,613	30,866	1.008	22,784	22,194	0.974	432,787	413,375	0.955
改築	225,145	224,368	0.997	51,765	50,755	0.980	19,895	19,872	0.999	20,394	19,970	0.979	317,199	314,965	0.993
道路改良	150,553	150,944	1.003	33,464	32,250	0.964	14,645	14,239	0.972	14,268	13,930	0.976	212,930	211,363	0.993
踏切除却	4,511	4,122	0.914	940	940	1.000	0	0	—	0	0	—	5,451	5,062	0.929
橋梁整備	57,258	56,141	0.980	12,641	12,815	1.014	4,447	4,793	1.078	5,238	5,150	0.983	79,584	78,899	0.991
舗装新設	12,823	13,161	1.026	4,720	4,750	1.006	803	840	1.046	888	890	1.002	19,234	19,641	1.021
共同溝	100	100	1.000	0	0	—	0	0	—	0	0	—	100	100	1.000
自転車道	9,174	9,116	0.994	600	640	1.067	10	20	2.000	200	300	1.500	9,984	10,076	1.009
特殊改良	65,004	51,980	0.800	13,492	12,752	0.945	9,124	9,268	1.016	1,728	1,470	0.851	89,348	75,470	0.845
特改一種	60,882	48,738	0.801	8,592	8,292	0.965	7,989	8,398	1.051	1,728	1,470	0.851	79,191	66,898	0.845
特改二種	0	0	—	0	0	—	413	262	0.634	0	0	—	413	262	0.634
特改四種	4,122	3,242	0.787	4,900	4,460	0.910	722	608	0.842	0	0	—	9,744	8,310	0.853
補修	11,550	7,984	0.691	2,560	2,620	1.023	1,584	1,706	1.077	170	170	1.000	15,864	12,480	0.787
舗装補修	2,706	1,832	0.677	750	720	0.960	0	60	—	110	110	1.000	3,566	2,722	0.763
橋梁補修	2,278	1,556	0.683	60	200	3.333	70	40	0.571	0	0	—	2,408	1,796	0.746
災害防除	6,566	4,596	0.700	1,750	1,700	0.971	1,514	1,606	1.061	60	60	1.000	9,890	7,962	0.805
維持	0	0	—	0	0	—	0	0	—	292	284	0.973	292	284	0.973
市町村道	139,382	132,541	0.951	36,416	35,189	0.966	9,569	9,727	1.017	15,841	15,573	0.983	201,208	193,030	0.959
改築	133,655	128,563	0.962	28,540	27,475	0.963	7,483	7,623	1.019	9,302	8,880	0.955	178,980	172,541	0.964
道路改良	99,708	95,631	0.959	18,555	17,665	0.952	6,563	6,238	0.950	8,307	7,720	0.929	133,133	127,254	0.956
踏切除却	1,105	1,262	1.142	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1,105	1,262	1.142
橋梁整備	27,783	26,649	0.959	6,130	5,940	0.969	794	1,160	1.461	110	205	1.864	34,817	33,954	0.975
舗装新設	5,059	5,021	0.992	3,855	3,870	1.004	126	225	1.786	885	955	1.079	9,925	10,071	1.015
共同溝	—	80	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	80	—
特殊改良	5,287	3,496	0.661	7,716	7,534	0.976	1,930	1,960	1.016	489	648	1.325	15,422	13,638	0.884
特改一種	4,349	2,832	0.651	2,390	2,306	0.965	1,020	1,030	1.010	297	498	1.677	8,056	6,666	0.827
特改四種	938	664	0.708	5,326	5,228	0.982	910	930	1.022	192	150	0.781	7,366	6,972	0.947
補修	440	402	0.914	160	180	1.125	156	144	0.923	0	0	—	756	726	0.960
橋梁補修	40	39	0.975	0	0	—	0	0	—	0	0	—	40	39	0.975
災害防除	400	363	0.908	160	180	1.125	156	144	0.923	0	0	—	716	687	0.959
維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,050	6,045	0.999	6,050	6,045	0.999
地方道合計	450,355	426,089	0.946	104,833	101,956	0.973	40,182	40,593	1.010	38,625	37,767	0.978	633,995	606,405	0.956

- 注) ①緊急地方道路整備事業(交付金事業)を除く。
 ②「3 決定」には、生活関連重点化枠を含む(「4 要求」には、生活関連重点化枠を除く)。
 ③市町村道の共同溝は4年度新規要求である。

一一四億円(うち建設省所管一、五〇九億円)、特殊改良一種六六九億円(うち建設省所管四八七億円)で要求総額の六七%にあたる。道路改良の新規要求箇所数(N・T・T含む)は、四五箇所(うち建設省所管四〇箇所)に極力抑制しており、他事業に関連して義務的に調整すべき事業および緊急に整備を要する防災、交安改築等の事業を行うこととしている。道路改良の継続箇所数は、八四〇箇所(うち建設省所管六四二箇所)であり、このうち七四箇所(うち建設省所管五六箇所)の完成を予定している。

特殊改良二種は、二・六億円(うち建設省所管〇・〇億円)を要求しており、道路の交通に障害を及ぼしている突角の切取り、路床の改良、待避所の設置等の事業を推進する。

災害防除は、八〇億円(うち建設省所管四六億円)を要求しており、交通に危険を及ぼす恐れのある箇所について、災害の発生を未然に防止するための法面保護、落石防止等を実施し、その解消に努めることとしている。

② 橋梁整備系事業

橋梁整備は、七八九億円(うち建設省所管五六一億円)を要求している。新規事業箇所として長大橋二六橋(うち建設省所管二二橋)、中小橋七九橋(うち建設省所管四八橋)であり、継続の長大橋一六一橋(うち建設省所管一三三橋)、中小橋一

五六橋(うち建設省所管一〇三橋)と合わせてその整備を促進する。また、このうち長大橋三一橋(うち建設省所管二七橋)、中小橋七四橋(うち建設省所管四二橋)の完成を予定している。橋梁整備については、木橋、潜橋等の解消および老朽橋の架替え、河川改修、道路改良に関連しての整備を必要とするものが多いが、新規については、極力抑制している。

橋梁補修は、一八億円(うち建設省所管一六億円)を要求し、緊急にその対策を必要とする床板の打ち替え、補強を行う。

③ 舗装系事業

舗装新設は、一九六億円(うち建設省所管一三二億円)を要求しており、また、簡易舗装の特殊改良四種は、八三億円(うち建設省所管三二億円)を要求している。

舗装補修は、二七億円(うち建設省所管一八億円)を要求し、舗装路面の破損状態が甚だしい舗装の補修を行う。

④ 踏切除却事業

踏切除却は五一億円(うち建設省所管四一億円)を要求している。新規事業箇所として二箇所(すべて建設省所管)とともに、継続事業箇所として二二箇所(うち建設省所管一九箇所)の事業を推進し、このうち完成は五箇所(うち建設省所管四箇所)を予定している。

⑤ 大規模自転車道整備事業

大規模自転車道は一〇一億円(うち建設省所管九一億円)を要求している。新規事業箇所としては四箇所(うち建設省所管三箇所)を要求するとともに、継続五一箇所(うち建設省所管四七箇所)の事業を推進し、このうち完成は三箇所(すべて建設省所管)を予定している。

⑥ 共同溝設置事業

共同溝は、京都府(精華町)において、道路の改築に関連する区間および占用工作物の大規模な改築が計画されている区間について、施工することとし、その所要額一・〇億円を要求している。

⑦ 維持事業

維持費は、沖縄県の県道に係る未買収道路用地(いわゆる潰地)の買収費、賃貸料として二・八億円を要求している。

三 市町村道

平成四年度市町村道要求方針

国道、都道府県道と一体となって幹線道路網を形成するとともに、地域住民の日常生活の基盤となり、地域の振興、地方定住と密接なつながりのある幹線市町村道を対象に、その整備が二一世紀初頭に概ね完了することを目的に計画的かつ総合的に進めることとしている。

平成四年度は、以下の施策に重点を置き事業を

推進することとし、これに基づき事業費一、九三〇億円（うちNTT株式売却収入による貸付金五七七億円）（前年度比〇・九五九）を要求している。

(1) 地域間の交流に資する道路の整備

- ① 高規格幹線道路に関連した道路の整備
- ② 空港、港湾、鉄道駅等に関連する道路の整備

(2) 生活基盤としての道路の整備

- ① 学校、公園、役場等の公共施設を支援する道路の整備
 - ② 住宅・宅地供給に資する道路の整備
 - ③ 道路交通の安全対策の推進
 - ④ 道路の防災、震災対策の推進
- (3) 地域活性化プロジェクトを支援する等、地域振興に資する道路の整備

リゾート計画、工業・流通団地、各種イベント等に関連する道路

(4) 特殊立法に基づく地域振興のための道路の整備

- ① 奥地等産業開発道路の整備
 - ② 山村振興道路、過疎地域活性化道路、半島振興道路、特別豪雪対策道路の整備
- (5) 地元の創意工夫を活かした道づくり

- ① まちづくり市町村道整備モデル事業の推進

② マイロード事業の推進

以上の各種施策を推進する事業種別ごとの要求内容は、次のとおりである（緊急地方道路整備事業を除く）。

① 道路改良系事業

道路改良、特殊改良一種の要求は、道路改良一、二七三億円（うち建設省所管九五六億円）、特殊改良一種六七億円（うち建設省所管二八億円）で要求総額の六九%にあたる。道路改良の新規要求箇所数（NTT分を含む）は、二八四箇所（うち建設省所管二一九箇所）を要求している。継続箇所数は、一、八〇六箇所（うち建設省所管一、四一〇箇所）であり、このうち三一〇箇所（うち建設省所管二四四箇所）の完成を予定している。

災害防除は、六・九億円（うち建設省所管三・六億円）を要求しており、交通に危険の発生を未然に防止するための法面保護、落石防止、基礎の根固め補強等を行う。

② 橋梁整備系事業

橋梁整備は、三四〇億円（うち建設省所管二六六億円）を要求している。新規事業箇所として長大橋一七橋（うち建設省所管一四橋）、中小橋九八橋（うち建設省所管六三橋）に着手し、継続の長大橋一〇二橋（うち建設省所管八七橋）、中小橋二二六橋（うち建設省所管一九六橋）整備を推進する。このうち、長大橋一五橋（うち建設省所管一

二橋）、中小橋一〇五橋（うち建設省所管六九橋）の完成を見込んでいる。

橋梁補修は、〇・四億円（すべて建設省所管）を要求している。補修は、原則として単独事業で実施する方針をとっているが、全体事業費が二千万円以上のもので、損傷部分を放置すると落橋の恐れがあるものについて、補助事業として採択することとしている。

③ 舗装系事業

舗装新設は、一〇一億円（うち建設省所管五〇億円）を要求しており、また、簡易舗装の特殊改良四種は七〇億円（うち建設省所管六・六億円）を要求している。

④ 踏切除却事業

踏切除却は、すべて建設省所管で、一三億円を要求しており、新規二箇所、継続六箇所であり、二箇所の完成を予定している。

⑤ 共同溝設置事業

平成四年度から新規事業として、建設省所管で、〇・八億円、一箇所を要求している。

⑥ 維持事業

沖縄県における未買収道路用地（いわゆる漬地）の買収については、昭和五四年度から国庫補助事業として実施しており、平成四年度の維持費は、事業費六〇億円（国費四八億円）とこれに関連する位置境界不明地域市町村道特別交付金（国費

六・六億円)を要求している。

なお、買収にあたっては、改築工事に関連する潰地およびこれまでの調査で既に道路管理者の権限が確定している路線等を中心に市町村からの買収要望の強い箇所を優先して行うこととしている。

四 国庫債務負担行為

1 工事国費

平成四年度においても、前年度に引き続き二箇年度にわたる工事の国庫債務負担行為を計上することとしている。

その限度額は地方道で二五八億円(都道府県道一八五億円、市町村道七三億円)(対前年度比〇・七九)であり、所管別では、建設省所管一八八億円、北海道開発庁所管二七億円、国土庁所管三一億円、沖縄開発庁所管一三億円である。

2 用地国債

用地の先行取得に係る国庫債務負担行為についても例年どおり計上することとしており、限度額は地方道で、一八一億円(都道府県道一三三億円、市町村道四七億円)(対前年度比〇・八八)であり、所管別では、建設省所管一六九億円、北海道開発庁所管二二億円である。

五 緊急地方道路整備事業(地方道路整備臨時交付金)

一定の地域において地域住民の日常生活の安全性、利便性および快適性を確保し、地域の特色を活かした個性あるまちづくりや地域の振興を図り、住みよい地域づくりに資するため、学校、公園等の公共施設整備、住宅市街地、農山村地域の居住環境整備等の地域の課題に緊急に対応し、複数一体となつて行われる比較的小規模な都道府県道および市町村道事業を進めることとして、緊急地方道路整備事業(地方道路整備臨時交付金)を要求している。

平成四年度は、事業費で一〇、六六六億円(前年度一〇、一六四億円)国費五、六〇八億円(前年度五、三四四億円)を要求している(都道府県道、市町村道、街路の合計である)。

六 生活関連重点化枠要望

国民の日常生活の質の向上に資するため、生活関連重点化枠を活用し、以下の課題を踏まえつつ、平成四年度は、都道府県道二三一億円(前年度比二・〇四)、市町村道一一六億円(前年度比二・〇八)で、地方道合計三四七億円(前年度比二・〇六)を要望している。

1 地方都市基盤緊急整備

- 2 交通安全対策推進事業
 - ・ 道路環境対策推進事業
 - 3 ふるさと生活活性化
 - ・ 生活基盤整備推進事業
 - ・ ふるさと交流活性化事業
 - 4 公共交通基幹対策事業
 - 5 住宅・宅地供給緊急促進
 - 6 住宅宅地関連道路整備事業
 - 7 地域商業基盤総合整備
 - 8 まちづくり基盤整備推進事業
- 以上が平成四年度における地方道関係予算の要求(要望)概要である。



街路事業関係予算の概要

建設省都市局街路課課長補佐 福本 俊明

はじめに

都市は、国民の六割を超える人々が居住するとともに、生産・管理・サービス・消費等の主要な活動の場であり、良好な市街地の形成、円滑な都市活動の維持・増進を図ることは、我が国の発展にとって重要な課題となっている。

とりわけ、都市の最も基礎的な施設である街路は、都市交通を処理するとともに、沿道の施設等へアクセスする機能のほか、良好な街区、居住環境の形成、公共公益施設の収容、延焼防止、避難路等の都市防災のための空間等多様な機能を有しており、円滑な都市活動と安全・快適な都市生活の実現のために欠くことのできない役割を担っている。

しかし、街路の整備状況は都市化の進展に対しても著しく立ち遅れており、平成二年三月末現在、市街地内において都市計画決定された道路延長約四三、二九〇kmに対して約二一、五七〇km、四九・八%が整備されているに過ぎない。これは市街地面積一km²当り約一・三kmの密度に相当し、長期的整備目標水準とされている一km²当り三・五kmの約三分の一の水準にとどまっていることになる。

第10次道路整備五箇年計画においては、平成四年度末までに市街地面積一km²当り約一・五kmの水準に引き上げることとしており、今後とも、一層の予算の伸びが必要とされている。

一 街路事業関係予算の概算要求概要

第10次道路整備五箇年計画の最終年度にあたる

平成四年度の概算要求においては、ラージ街路(街路事業、区画整理事業、再開発事業、街路交通調査)の要求額(N-T-B型事業、緊急地方道路整備事業を含む)を、総額一一、二三二億円(対前年度比一・〇三)、とした。このうち、生活関連重点化枠に係る事業費は約三三三億円(対前年度比二・〇二)、本年度より新たに設けられた公共投資充実臨時特別措置に係る事業費は約二三八億円である。

なお、街路事業概算要求額の所管別内訳は表1に示すとおりであり、また、第10次道路整備五箇年計画の達成は、表2に示すとおりである。

二 街路事業の要求概要

1 概 要

表1 平成4年度街路事業費所管別概算要求 (単位:百万円)

	4年度要求		前年度		倍率	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
内地	1,018,961	545,125	989,649	528,903	1.03	1.03
街路	727,265	389,330	701,009	375,018	1.04	1.04
区画	239,652	128,547	235,438	126,026	1.02	1.02
再開発	48,600	25,822	49,846	26,483	0.98	0.98
調査	3,444	1,426	3,356	1,376	1.03	1.04
北海道	74,304	39,915	72,831	39,036	1.02	1.02
街路	64,768	34,788	63,642	34,025	1.02	1.02
区画	9,346	5,059	9,011	4,947	1.04	1.02
調査	190	68	178	64	1.07	1.06
沖縄	25,795	20,601	25,175	20,136	1.02	1.02
街路	17,719	13,955	16,879	13,363	1.05	1.04
区画	7,933	6,581	7,577	6,424	1.05	1.02
再開発	30	24	582	300	0.05	0.08
調査	113	41	137	49	0.82	0.84
離島	2,871	1,722	2,768	1,659	1.04	1.04
街路	2,859	1,715	2,758	1,653	1.04	1.04
区画	12	7	10	6	1.20	1.17
奄美	1,230	735	1,486	860	0.83	0.85
街路	584	398	486	332	1.20	1.20
区画	646	337	1,000	528	0.65	0.64
全国	1,123,161	608,098	1,091,909	590,594	1.03	1.03
街路	813,195	440,186	784,774	424,391	1.04	1.04
区画	257,589	140,531	253,036	137,931	1.02	1.02
再開発	48,630	25,846	50,428	26,783	0.96	0.97
調査	3,747	1,535	3,671	1,489	1.02	1.03

(注) 緊急地方道路整備事業、N T T - B型事業、公共投資充実臨時特別措置および生活関連重点化枠を含む。

平成4年度の街路事業(スモール街路)の概算要求額は、事業費約八、一三二億円(国費四、四〇二億円)、対前年度比一・〇四、うち生活関連重点化枠に係る事業費約二四三億円(国費一三三億円)、公共投資充実臨時特別措置に係る事業費約一七二億円(国費九五億円)となっている。街路事業費の工種別(目の細分)の内訳は表3のとおりである。

2 新規施策等

街路事業に対するニーズの多様化に因應するため、以下の新規施策等の推進を図ることとしている。

(1) 都市廃棄物公共管路システム整備の推進

(アーバンマネジメント推進モデル事業の拡充による組替要求)

都市廃棄物公共管路システム整備は、ゴミの集積・収集による都市環境への悪影響の防止やゴミ収集の効率化を図るため、道路下に敷設する管路によりゴミ輸送を行うものであるが、その都市整

表2 第10次道路整備五箇年計画達成状況

(単位:億円)

区分	五箇年計画額	63~2年度		3年度		4年度	
		実施額	累計進捗率	事業費	累計進捗率	要求額	累計進捗率
一般道路	238,000	128,580	54.0%	44,594	72.8%	46,193	92.2%
うち街路	62,530	34,303	54.9%	11,648	73.5%	12,033	92.7%
有料道路	140,000	78,202	55.9%	30,312	77.5%	30,382	99.2%
うち都市高速道路	29,600	18,055	61.0%	7,368	85.9%	7,095	109.9%
小計	378,000	206,782	54.7%	74,906	74.5%	76,575	94.8%
地方単独	139,000	90,809	65.3%	32,174	88.5%	32,347	111.7%
計	517,000	297,591	57.6%	107,080	78.3%	108,922	99.3%
調整費	13,000	—	—	—	—	—	—
合計	530,000	297,591	56.1%	107,080	76.4%	108,922	96.9%

(注) 1. 一般道路には、緊急地方道路整備事業および住宅地関連(道路特会、一般会計)を含む。
2. 地方単独は見込値である。
3. 街路はラージ街路(街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等および街路交通調査)である。

備上の諸効果から、重要な都市基盤施設として各地で導入計画が進んでいる。
このため、現在まで札幌ニュータウン等においてモデル事業等として実施してきた都市廃棄物処理システム開発事業をアーバンマネジメント推進モデル事業(都市計画事業費)の拡充により公共事業として一般事業化し、整備の推進を図る。

表3 街路事業費工種別内訳

(単位：百万円)

区 分	4年度要求 (A)		前 年 度 (B)		倍率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
道路改良	627,225	338,468	608,577	328,639	1.03	1.03
連続立体交差	89,901	49,027	85,396	46,180	1.05	1.06
立体交差	43,489	23,944	39,992	21,987	1.09	1.09
橋梁整備	29,093	16,129	27,495	15,040	1.06	1.07
舗装新設	3,209	1,763	4,408	2,410	0.73	0.73
共同溝設置	1,142	571	1,142	571	1.00	1.00
歩行者専用道整備	5,161	2,580	4,262	2,131	1.21	1.21
モノレール道等整備	13,975	7,704	13,502	7,433	1.04	1.04
合 計	813,195	440,186	784,774	424,391	1.04	1.04
(うちNTT-B型)	(124,483)	(68,609)	(135,658)	(74,789)	(0.92)	(0.92)
(うち生活農道重点化枠)	(24,254)	(13,280)	(11,955)	(6,619)	(2.03)	(2.01)
(うち公共投資充実臨時特別措置)	(17,113)	(9,466)	(0)	(0)	-	-

(注) 緊急地方道路整備事業を含む。

表4 街路事業施策別要求額

(単位：百万円)

	4年度要求		前 年 度		倍 率	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(1)都市の基盤となる幹線街路網の計画的整備 都市骨格幹線街路等 連続立体交差 立体交差	660,715	357,997	640,561	347,053	1.03	1.03
(2)住宅宅地供給の促進に資する街路整備 住宅・宅地関連街路	138,175	74,794	130,600	70,626	1.06	1.06
(3)地域及び都市の活性化に資する街路 商店街活性化街路事業 沿道区画整理型街路事業 街路緑化 環境施設帯等	39,145	21,293	37,280	20,279	1.05	1.05
(4)渋滞対策及び駐車場等の整備 渋滞対策緊急実行計画関連事業 渋滞対策推進計画実施事業 街路事業と併せて行う駐車場整備 駐車場案内システム 自転車駐車場	167,438	90,700	148,215	79,933	1.13	1.13
(5)公共交通対策としての街路整備 都市モノレール及び新交通システム 駅前広場	13,975	7,704	13,502	7,433	1.04	1.04
(6)豊かな都市景観形成のための街路整備 歴史的地区環境整備街路事業 都市景観形成モデル事業 シンボルロード整備事業	1,434	791	1,410	823	1.02	0.96
(7)安全で快適な居住環境のための街路整備 居住環境整備事業 スノートピア道路事業 歩行者専用道整備事業 避難路等 総合都市交通施設整備事業	5,202	2,601	5,005	2,506	1.04	1.04
(8)都市空間の有効利用に資する街路整備 地下交通ネットワーク整備事業 共同溝 キャブシステム整備事業	1,767	902	2,082	1,083	0.85	0.83

(注) 公共投資充実臨時特別措置および生活関連重点化枠を含む。

(2) 自転車駐車場整備事業の拡充
昭和五三年度から街路事業による自転車駐車場整備事業が創設され、鉄道駅周辺での積極的な整備の推進を行ってきたが、自転車は、買物など通勤・通学以外の目的でも幅広く使われており、商

店街など自転車の駐車需要の著しい地域においては、自転車駐車場の不足により道路上での駐車がなされ、歩行者、自動車交通などに対し重大な支障をきたしている。
このため、補助対象を拡充し、従来の鉄道駅等

周辺地域に加え、自転車駐車場需要の著しい商業市街地においても自転車駐車場の整備を推進する。

3 施策別要求方針

街路事業は、街路のもつ多様な機能を反映して、様々な施策目的に沿って実施されている。以下ではこれら施策のうち、平成四年度の重点事項について紹介する。なお、それぞれの施策別の要求額は表4に示すとおりである。

(1) 都市の基盤となる幹線街路網の計画的な整備の推進

① 地域高規格幹線道路の整備
都市活動を支える放射・環状道路など、特に高い走行機能が求められる主要幹線道路において、交差点の連続的な立体交差化（高架または地下式）をはじめ、アメニティへの配慮や沿道との一体整備などを行い、定時性・速達性・安全性・快適性の確保された規格の高い都市内道路網を重点的に整備する。

② 幹線街路網の体系的整備

都市の骨格を形成する幹線街路、市街地における都市交通の確保に必要な幹線街路および良好な居住環境を形成する住区幹線街路の体系的整備を推進する。

また、これらの幹線街路の整備の一環として、高速道路、空港、下水道等其他の公共・公益施設に関連する街路の整備を促進する。

③ 連続立体交差および立体交差

道路交通の円滑化と市街地の一体的発展を

図るため、複数の幹線道路と鉄道との立体交差化を行うとともに、多数の踏切を一举に除却する連続立体交差事業を推進する。

また、交通の隘路となつていている踏切道等において立体交差事業を推進する。

(2) 住宅・宅地供給の促進に資する街路整備の推進

住宅・宅地の供給の促進を図り、かつ、良好な市街地の計画的整備を推進するため、大都市法に基づく住宅宅地の重点供給地域や、各地域の宅地開発および住宅建設区域に係る宅地開発誘導道路をはじめとする関連街路の整備を推進する。

(3) 地域および都市の活性化に資する街路整備の推進

① 商業市街地振興整備のための街路事業（商店街活性化街路事業）

（目的）

既存商店街においては活力・魅力を取り戻すため、また郊外部等においては大規模店舗と共生しうる新たな商業集積拠点の整備を促進するため、関連する街路整備を重点的かつ機動的に実施する。

② 土地利用の高度化・適正化を促進する街路事業（土地利用高度化促進街路事業）

大規模な工場跡地等の土地利用転換にあたり、周辺道路等に及ぼす影響について交通ア

セスメントを行い、街路整備計画を策定するとともに、土地利用の高度化・適正化と良好な都市づくりを促進するため、適正な開発者負担の導入を図りながら、関連する街路事業を重点的に実施する。

③ 沿道整備・沿道環境対策に資する街路事業（沿道整備と一体となった街路整備・沿道区画整理型街路事業）

既成市街地を中心に、沿道市街地の機能保全と健全な利用の促進を図るため、幹線街路と沿道市街地を一体的に整備する沿道区画整理型街路事業を推進する。

（沿道環境対策のための街路整備）

良好な道路環境の形成と周辺の生活環境を保全するため、道路の緑化、環境施設帯の整備等を推進する。

また、幹線街路の周辺において、沿道整備計画の策定を推進するとともに、融資制度等により市町村の土地の買入れ、緩衝建築物の建築、住宅の防音構造化等を行う沿道環境整備事業を行う。

(4) 渋滞対策および駐車場等の整備の推進

① 渋滞対策緊急実行計画（アクションプログラム）等

交差点および踏切の立体交差化等の幹線街路の改良、既存道路の有効利用促進施策など

からなる渋滞対策緊急実行計画（アクションプログラム）および渋滞対策推進計画に基づく各種渋滞対策を総合的・重点的に実施する。また、対策完了箇所等については追跡調査を行い、整備効果を把握するとともに、次期道路整備五箇年計画にむけて、渋滞対策の枠組みの見直しを行う。

② 街路事業と併せて行う駐車場整備

都市における道路交通混雑の緩和、交通事故の防止および中心市街地の活性化を図るため、街路事業に併せ一体的に整備される駐車場を特定交通安全施設等整備事業により整備する。

③ 駐車場関連街路と駐車場案内システム（駐車場関連街路）

有料道路融資事業による都市計画駐車場の整備に併せて、当該駐車場を利用する上での利便性の向上や整備費用の軽減を目的とした関連街路の整備を推進する。

（駐車場案内システム）

都市内における安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、地方公共団体が策定した計画に基づき、駐車場の位置、利用状況等の案内を行う駐車場案内システムの整備を推進する。

④ 自転車駐車場

鉄道駅周辺、商業市街地における自転車（原動機付自転車を含む。）の大量放置等に対処するため、自転車駐車場の整備を推進する。

⑤ 公共交通対策としての街路整備の推進

① 都市モノレールおよび新交通システム

都市における交通混雑を解消するとともに、道路交通の効率化および道路空間の有効利用を図るため、都市モノレールおよび新交通システムのインフラ部分（基礎、支柱、桁等の下部構造）の整備を街路事業として行う。

また、ガイドウェイバスシステムの整備の推進を図る。

② 駅前広場等の交通結節点の整備

鉄道駅に集中するバス、自動車、歩行者等の多様な交通を円滑に処理するため、駅前広場の整備を推進する。

⑥ 豊かな都市景観形成のための街路整備の推進

① 歴史的地区環境整備街路事業（愛称：歴みち）

歴史的価値のある地区について、通過交通の迂回を主目的とする幹線街路（ミニバイパス）の整備にあわせ、歴史のみちすじを含む地区内道路の体系的整備を行い、歴史的環境と生活環境の調和に資する歴史的地区環境整備街路事業を推進する。

② 都市景観形成モデル事業

良好な都市景観の保全と形成を図るため、

景観形成上重要な地区をモデル地区として指定し、都市景観形成のための計画を策定して、街路事業および公園事業を重点的に実施する都市景観形成モデル事業を推進する。

③ シンボルロード整備事業

親しみとらうるおいのある街路空間の形成を図るため、郷土色豊かな並木の形成、広幅員の歩道の整備、電線類の地中化などを必要に応じて組み合わせながら都市の顔にふさわしい質の高いシンボルロードの整備事業を推進する。

⑦ 安全で快適な居住環境の形成に資する街路整備の推進

① 居住環境整備事業

通過交通によって交通事故の危険や騒音、排気ガス等による環境の悪化等が問題となっている既成の住宅市街地において、地域内の補助幹線街路や歩行者専用道路を体系的に整備することによって居住環境の改善を図る居住環境整備事業を推進する。

② スノートピア道路事業

豪雪地帯の都市における冬期の都市機能の向上と、居住環境の改善を図るための整備計画を策定し、積雪堆雪に配慮した体系的な市街地内道路整備を行うとともに、消融雪施設、

流雪溝等の整備を行うスノーピア道路事業を推進する。

③ 歩行者専用道整備事業

歩行者・自転車交通の安全と良好な都市環境の形成を図るため、歩行空間ネットワーク整備の一環として、歩行者専用道（自転車歩行者専用道を含む。）の整備を推進する。

④ 避難路等

大震災火災時等における都市住民の安全を確保するため、避難路等防災機能に特に配慮した街路の整備を推進する。

⑤ 総合都市交通施設整備事業

都市活動が集中している都心部および鉄道駅周辺において、都市交通の円滑化および良好な都市交通環境の形成を図るため、地区の外郭を形成する幹線街路、歩行者専用道、駐車場等の交通施設の整備を面的かつ総合的に行う総合都市交通施設整備事業を推進する。

⑧ 都市空間の有効利用に資する街路整備の推進

① 地下交通ネットワーク整備事業

大都市のターミナル地区や大規模再開発地区等において、歩行者および自動車交通を円滑に処理し、安全で快適な交通を確保するため地区の地下利用に関する計画において位置づけられる地下交通ネットワーク整備事業を推進する。

② 街路と建築物との一体的整備の推進

i) 立体道路制度の活用による街路整備の推進

立体道路制度の活用により街路の上下空間を利用して建築物との一体的整備を行う街路整備の推進を図る。

ii) 沿道地区のスーパブロック化による幹線街路整備の推進

大都市における地価上昇に対応するため、沿道街区のスーパブロック化により沿道の高度利用を促進しつつ、地価を顕在化させない都市内幹線街路の整備を推進する。

③ 共同溝・キャブシステム

(共同溝)

道路の掘り返しの防止と地下空間の秩序ある利用を図るため、各種の占用物件を一体的に収容する共同溝の整備を推進する。

(キャブシステム整備事業)

都市景観、交通安全、防災性等の向上と高度情報化社会に対応した街づくりを進めるため、電線、電話線等を集約して道路の地下空間に収容するキャブシステム整備事業を推進する。

三 土地区画整理事業の要求概要

1 概要

土地区画整備事業は、道路、公園等の生活基盤施設と宅地を合わせて一体的に整備することにより健全な市街地の形成を図る事業であり、都市整備にはたす役割はきわめて大きい。土地区画整備事業は地方公共団体、住宅・都市整備公団等の公的機関によるものおよび個人、組合によるものに大別されるが、一定の要件を満たすものについてはいずれもその施行区域で行う都市計画道路の整備に対し道路整備特別会計からの国庫補助金が交付される。

平成四年度予算においては、大都市地域等における良質かつ大量の住宅・宅地の供給および地方都市等における地域の活性化に重点を置き、新市街地における宅地供給と先行的な都市基盤の整備、地域の新しい都市拠点の整備および既成市街地における商業業務機能の更新と活性化に資する土地区画整理事業を積極的に推進することとする。

また、生活関連重点化枠として、住宅宅地供給まちづくり基盤整備、生活基盤整備および渋滞対策に関連して、特に緊急に整備を進めなければならない地区において、事業の重点的推進を図る。

さらに、公共投資充実臨時特別措置により高規格幹線道路、大規模プロジェクト等、都市拠点形

表5 平成4年度土地区画整理事業関係概算要求額表

(単位：百万円)

	4年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(道路整備特別会計)						
土地区画整理事業	257,589	140,531	253,036	137,931	1.02	1.02
(うちNTT-B型)	(37,320)	(20,734)	(42,194)	(23,510)	(0.88)	(0.88)
(うち生活関連重点化枠)	《7,535》	《4,161》	《3,874》	《2,120》	《1.95》	《1.96》
(うち公共投資充実 臨時特別措置)	[5,600]	[3,142]	[0]	[0]	[-]	[-]
公共団体等	195,482	106,854	192,592	105,274	1.02	1.02
組合等	62,107	33,677	60,444	32,657	1.03	1.03
土地区画整理事業調査計	1,086	375	1,077	372	1.01	1.01
	258,675	140,906	254,113	138,303	1.02	1.02
(一般会計)						
都市拠点総合整備事業 (新規)	(8,466)	(2,822)	(6,144)	(2,048)	(1.38)	(1.38)
	1,692	564	1,242	414	1.36	1.36
(うち生活関連重点化枠)	《1,677》	《 559》	《 996》	《 332》	《1.68》	《1.68》
(うち公共投資充実 臨時特別措置)	[519]	[173]	[0]	[0]	[-]	[-]
田園居住区整備事業	(421)	(198)	(375)	(180)	(1.12)	(1.10)
	240	115	200	100	1.20	1.15
立体換地促進事業	198	66	192	64	1.03	1.03
新市街地土地利用 転換促進事業	(423)	(141)	(300)	(100)	(1.41)	(1.41)
	201	67	177	59	1.14	1.14
街区高度利用推進事業	192	64	180	60	1.07	1.07
土地区画整理組合貸付金 計	3,260	1,630	3,260	1,630	1.00	1.00
	5,783	2,506	5,251	2,327	1.10	1.08
合計	264,458	143,412	259,364	140,630	1.02	1.02

(注) 1. 計数には、NTT-A型事業は含まない。
 2. 土地区画整理事業には、緊急地方道路整備事業を含む。
 3. 都市拠点総合整備事業の()、《 》、[]書きは、都市局分全体額である。
 4. 田園居住区整備事業、新市街地土地利用転換促進事業の上段()書きは、都市計画課所管分を含む。

成プロジェクトおよび大規模住宅開発事業に関連した土地区画整理事業の一層の推進を図る。
 平成4年度の土地区画整理事業関係概算要求額は、表5のとおり、道路整備特別会計として事業費約二、五八七億円(国費約一、四〇九億円)、対前年度比一・〇二、一般会計分として事業費約五八億円(国費約二五億円)、対前年度比一・一〇

となつている。
 2 新規事業等
 (1) 公共団体等および組合等区画整理補助事業の採択要件等の緩和
 市街化区域内農地を含む土地区画整理事業の機動的な実施により、大都市圏における良好な住

宅・宅地供給の促進を図るため、大都市法の重点供給地域等で実施される土地区画整理事業の補助採択要件およびこれらの事業のうち一定の要件を満たす事業の補助率を、特定土地区画整理事業と同様とする。
 (2) 都市拠点総合整備事業の創設(一般会計・新規)
 新たな都市拠点を形成し、都市機能の高度化および都市の活性化を推進するため、新都市拠点整備事業、定住拠点緊急整備事業および地域創生総合都市開発事業を統合し、都市拠点総合整備事業を創設する。
 (3) その他
 土地区画整理組合貸付金制度の貸付要件の緩和および貸し付け単価の引き上げを行う。また、田園居住区整備事業の対象地域および補助対象、立体換地促進事業および新市街地土地利用転換促進事業の補助対象を拡充する。

3 要求方針

大都市地域等における住宅・宅地の供給促進および既成市街地の都市機能の更新と地域の活性化が都市整備上の緊急課題となつていることに鑑み、次の事項に重点を置いて土地区画整理事業を推進する。

(1) 大都市圏等において住宅・宅地供給を促進する事業の推進

旺盛な宅地需要に応え、良好な住宅・宅地の供給を促進するため、組合施行や同意施行の土地区画整理事業を推進するとともに、需要に即応した大量かつ良質な住宅・宅地の供給を図る特定土地区画整理事業を推進する。

さらに、大都市地域周辺部において、宅鉄法に基づき指定される特定地域等で行われる住宅宅地供給を図る土地区画整理事業を推進する。

また、生活関連重点化枠分として、大都市地域の住宅・宅地供給の促進のため特に緊急に整備を進めなければならない地区において、事業の重点的推進を図る。

さらに、公共投資充実臨時特別措置分として、地方定住の促進による地域の活性化に資するため、地方部における大規模な住宅宅地開発事業地区において、事業の重点的推進を図る。

(2) 地域の新しい都市拠点形成を促進する事業の推進

二一世紀を展望し、国際化・情報化の進展に対応した高次都市機能の強化および活力と魅力にあふれる新たな都市拠点の形成を図るため、新都市拠点整備事業、定住拠点緊急整備事業等を統合した都市拠点総合整備事業等と併せて、鉄道跡地等の大規模空闲地を活用した土地区画整理事業を推

進する。

また、公共投資充実臨時特別措置分として、これら都市拠点形成プロジェクトに関連する地区において、事業の重点的推進を図る。

(3) 既成市街地における商業業務機能の更新と地域の活性化を実現し、都市の再開発を促進する事業の推進

中心市街地等において、商業機能の更新と活性化を図るとともに都市基盤の整備と土地の高度利用を推進するため、立体換地制度の活用、民間活力の積極的な活用を図りつつ、市街地再開発事業、商業地域振興整備事業、商店街近代化事業、優良な民間の共同ビル建設等を併せて行う都市再開発促進のための土地区画整理事業を推進する。

また、生活関連重点化枠分として、まちづくり基盤整備、生活基盤整備および渋滞対策に関連して特に緊急に整備を進めなければならない地区において、事業の重点的推進を図る。

さらに、公共投資充実臨時特別措置分として、高規格幹線道路へのアクセス道路を整備する地区において、事業の重点的推進を図る。

また、次の特定事項について推進を図る。

① ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の推進

② 地域活性化プロジェクトに関連する事業の推進

③ 災害に強い市街地の形成に寄与する事業の推進

④ 土地区画整理事業と併せて行う駐車場整備の推進

⑤ その他

① 広域的な都市基盤施設整備を含む事業の推進（一体型土地区画整理事業）

② 土地区画整理事業を活用した代替地対策の推進

③ 高度情報化に対応した都市整備のための事業の推進（コスモタウンモデル事業）

四 市街地再開発事業等の要求概要

市街地再開発事業は、道路をはじめとする公共施設の整備並びに建築物および建築敷地の整備を一体的に行う事業であり、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、既成市街地の防災拠点形成、良好な市街地住宅の供給・商業の活性化などを目的として行われている。平成四年度の概算要求においては、現下の内政の重要課題とされている都市の再開発の推進の一環として、土地の高度利用の促進、都市機能の更新、地域の活性化に資する市街地再開発事業について、積極的に推進することとしている。要求額は表6に示すとおりであり、道路整備特別会計による市街地再開発事業等管理者負担金補助の要求

表6 平成4年度市街地再開発事業費等概算要求額

(単位：百万円)

区 分	4年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
一 般 会 計	116,488	16,475	108,946	15,113	1.07	1.09
(うちNTT-B型)	(7,869)	(2,623)	(8,559)	(2,853)	(0.92)	(0.92)
(うち生活関連重点化枠)	(2,289)	(763)	(990)	(330)	(2.31)	(2.31)
(うち公共投資充実 臨時特別措置)	(939)	(345)	(0)	(0)	(-)	(-)
市街地再開発事業	39,720	13,240	36,387	12,129	1.09	1.09
住宅街区整備事業	411	137	390	130	1.05	1.05
地区再開発促進事業	387	129	369	123	1.05	1.05
都市再開発緊急促進事業	75,002	2,460	71,070	2,331	1.06	1.06
都市再開発関連公共施設 整備促進事業	968	509	730	400	1.33	1.27
道路整備特別会計	48,630	25,846	50,428	26,783	0.96	0.97
(うちNTT-B型)	(6,410)	(3,468)	(7,530)	(4,060)	(0.85)	(0.85)
(うち生活関連重点化枠)	(1,522)	(823)	(756)	(407)	(2.01)	(2.02)
(うち公共投資充実 臨時特別措置)	(1,094)	(592)	(0)	(0)	(-)	(-)
市街地再開発事業	48,052	25,528	49,828	26,453	0.96	0.97
住宅街区整備事業	578	318	600	330	0.96	0.96
合 計	165,118	42,321	159,374	41,896	1.04	1.01

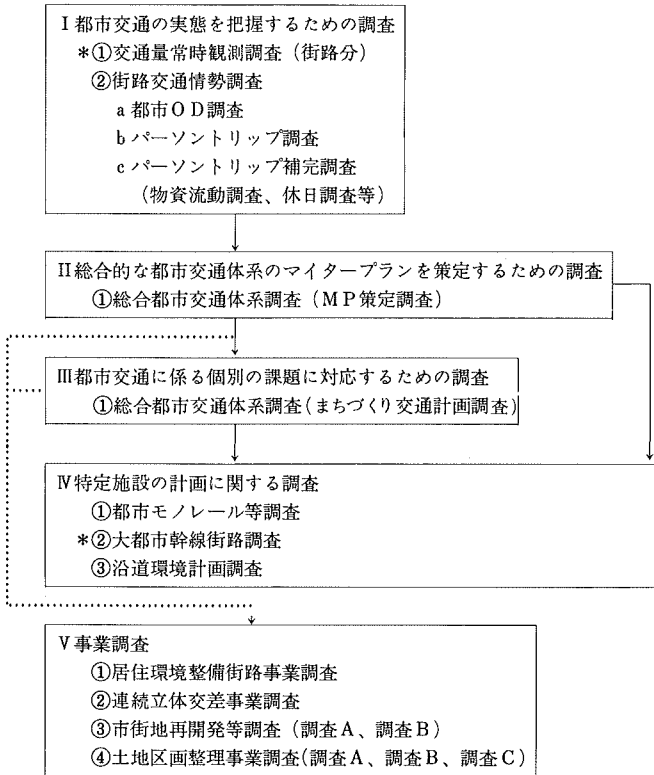
額は、事業費約四八六億円(生活関連除き約四七一億円以下同じ)、国費約二五八億円(約二五〇億円)、対前年度比〇・九七(〇・九五)となっている。また、一般会計による市街地再開発事業費補助の要求額は、事業費約一、一六五億円(約一、一四二億円)、対前年度比一・〇七(一・〇六)となっている。さらに、市街地再開発事業等を強力

に推進するため、国庫補助制度の改善を要求している。その内容としては、市街地再開発事業の初期期において、関係権利者の合意形成の促進を図るための助成の拡充を行うこと、成長期の子どもを持つファミリー向け住宅や公的賃貸住宅の供給の促進等を図るための助成の拡充を行うこと、駐車場

問題、高齢化、省エネルギー等の近年の経済社会潮流の変化に対応した事業の推進を図るための助成の拡充を行うこと等である。

五 街路交通調査費

多様な都市交通への対応、良好な市街地の形成等を図るため、総合都市交通体系のマスタープラ



*：直轄調査

—— 調査の流れ

..... 事業調査の流れ

図1 街路交通調査の体系

表7 平成4年度街路交通調査費概算要求額

区 分	4年度要求(A)		前 年 度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
交通量常時観測調査	74	74	76	76	0.96	0.96
街路交通情勢調査	290	107	645	223	0.45	0.48
総合都市交通体系調査	1,947	822	1,509	644	1.29	1.28
大都市幹線街路調査	51	51	70	70	0.73	0.73
都市モノレール等調査	22	8	23	8	0.93	0.91
沿道環境計画調査	31	11	31	11	1.00	1.00
連続立体交差事業調査	93	32	90	31	1.03	1.03
居住環境整備街路事業調査	47	17	47	17	1.00	1.00
市街地再開発等調査	106	38	103	37	1.03	1.03
土地区画整理事業調査	1,086	375	1,077	372	1.01	1.01
合 計	3,747	1,535	3,671	1,489	1.02	1.03

ンの策定を推進するとともにそれぞれの都市圏の多様な都市交通上の諸問題に対応するため街路交通情勢調査、総合都市交通体系調査（まちづくり交通計画調査を含む）等を実施するとともに、円滑な事業の実施に資するための様々な事業調査を実施している。街路交通調査の体系を図1に示しているが、これらに係る平成4年度の概算要求額は表7のとおり、事業費約三七億円、対前年度比一・〇二となっている。

六 NITTA型事業

NITTA株式会社売払収入の活用による開発利益吸収型事業として、緊急都市開発関連街路事業、公共交通関連連歩行者専用道整備事業、駅部一体整備型連続立体交差事業および民間区画整理緊急促進事業、連続立体交差緊急整備事業を推進する。

七 おわりに

近年の街路事業関係予算の伸び悩みにより、街路の整備は遅々として進まない状況であるが、都市の役割は従来にも増して重要になってきており、その基盤施設である街路整備に対するニーズは益々高まっている。本事業の円滑な推進と事業費の確保に、関係各位のご理解とご支援をお願いする次第である。



交通安全対策の推進

建設省道路局企画課駐車場整備専門官 鈴木 克宗

一 はじめに

近年における交通事故死者数は、平成元年、二年と連続して一一、〇〇〇人を超えるなど非常に憂慮すべき状況となっている。

もとより道路交通の安全確保については、昭和六三年度を初年度とする第10次道路整備五箇年計画においても、五つの施策、すなわち、「道路交通の安全確保」「生活基盤の整備」「生活環境の改善」「国土の発展基盤の整備」「維持管理の充実等」の第一の柱としているなど、従来から道路行政の最も重要な課題のひとつとして位置づけているところである。

今後とも、交通事故の増加傾向に歯止めをかけ、事故死者数の減少に努めるため、抜本的対策とし

ての自動車専用道路の整備、交通の混雑解消・分散を図るバイパスや環状道路の整備、歩車道の分離した道路の整備、踏切の改良などの改築事業を積極的に行うほか、緊急措置として既存の道路を対象に平成三年度を初年度とする第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画に基づく事業等により歩道や自転車道の整備、交差点の改良、道路照明、道路標識や道路情報提供装置の設置を行うなど、交通安全対策を強力に推進することとしている。

また、近年の高速自動車国道における交通事故死者数の急増に鑑み、高速自動車国道等の有料道路においても、交通安全対策に関する五箇年間の事業計画を策定し、交通安全対策を計画的に推進することとしている。

二 交通安全施設等整備事業

平成三年度の交通安全施設等整備事業の概算要求においては、表1に示すように特定交通安全施設等整備事業と地方道路臨時交付金を用いた緊急地方交通安全施設等整備事業を合せて三、四九〇億円（対前年度比一・〇六）の事業費を要求している。

このうち、特定交通安全施設等整備事業の事業費要求額は二、八四六億円（対前年度比一・〇七）である。この場合、第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の平成四年度進捗率は、三四・七％となる。

交通安全事業の内容としては、第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の二年度目として、

表1 交通安全施設等整備事業

(単位: 億円)

区 分	4年度要求事業費		前年度事業費	倍 率
	事業費	事業費		
交通安全施設等整備事業	3,490	3,280	1.06	
特定交通安全施設等整備事業	2,846	2,666	1.07	
緊急地方交通安全施設等整備事業	644	614	1.05	

○第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画(平成3~7年度)
 事業規模 18,500億円(調整費 2,600億円を含む)
 進捗率 (調整費除きの額に対する進捗率)
 平成4年度まで34.7%(前年度まで16.8%)

表2 平成4年度 特定交通安全施設等整備事業 工種別内訳
 (概算要求)

(事業費単位: 億円)

	単位	平成3年度当初		平成4年度要求		対比年比	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
		一種事業					
歩道(注1)	km	65	69.9	57	65.4	0.877	0.936
自転車道(注2)	km	1,065	1,645.8	1,032	1,717.3	0.969	1.043
小計		1,130	1,715.7	1,089	1,782.7	0.964	1.039
交差点	箇所	371	294.1	388	319.7	0.046	1.087
その他(注3)			152.3		141.6		0.930
計			2,162.1		2,244.0		1.038
二種事業							
道路照明	基	7,971	41.5	7,911	46.4	0.992	1.120
防護柵	km	251	50.9	251	51.4	1.000	1.010
道路標識	本	7,377	95.5	8,428	106.6	1.142	1.116
自転車駐り場	箇所	13	1.9	22	6.9	1.692	3.570
情報提供装置	基	273	125.8	267	144.6	0.978	1.149
自動車駐り場	箇所	68	116.3	113	172.5	1.662	1.483
その他(注4)			71.8		73.9		1.029
計			503.7		602.3		1.196
合計			2,665.8		2,846.3		1.068

- (注) 1. 歩道は、歩行者専用道路を含む。
 2. 自転車道は、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路を含む。
 3. その他は、立体横断施設、中央帯、視距の改良、車両停車帯、路肩改良、登坂車線、付加車線である。
 4. その他は、区画線、視線誘導標、道路反射境および地点標である。
 5. 計数は、生活関連重点化枠分を含む。

表3 コミュニティ道路および住区総合交通安全モデル事業の
 平成4年度予定箇所

(単位: 億円)

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率	備 考
コミュニティ道路	41	38	1.07	継続11箇所 新規74箇所
住区総合交通安全モデル事業	16	17	0.92	継続15箇所 新規1箇所

欧米先進諸国に比べ依然として高い割合で発生している歩行者や自転車等の交通事故を防止するため、引き続き歩道、自転車道の整備を推進する他、自動車乗車中の事故の増加等に対応して交差点改良、道路照明、道路標識、道路情報提供装置の設置等を重点に推進することとしている。また、路上駐車を起因した交通事故の防止等を図るため、自動車駐り場の整備を特に積極的に推進するとともに、

道路上における放置自転車問題の解消を図るため、自転車駐り場の整備を推進する。表2に代表工種別の事業費要求額を示す。また、住宅地域内の生活道路で歩行者、自転車利用者の交通事故が多発している実態に鑑み、幹線道路に囲まれた住宅地域等について交通安全対策に関する総合的整備計画を策定し、これに基づき、コミュニティ道路の整備、自転車歩行者道等の設置・拡幅、標識、道路照明等の整備を重点的に行うほか、通過交通の抑制のための各種施設整備を図ろうとする住区総合交通安全モデル事業(ロードピア構想)を推進する。平成4年度における、コミュニティ道路の整備および住区総合交通安全モデル事業の要求概要を表3に示す。交通安全の抜本的対策は、本来はバイパスや環

状道路、自動車専用道路等の道路の新築・改築事業による必要がある。しかしながら、これら事業の実施箇所や事業費のスタミナ等にも限度があり、緊急的・応急的に安全で円滑な交通を確保するための事業として交通安全事業を位置づけている。

すなわち、既存の道路に対して、歩道がない、道路照明がないといった道路交通環境整備についてのギャップを緊急に解消し、安全で円滑な道路交通を確保することが交通安全事業の目的といえる。このギャップは道路利用者のニーズと道路整備水準から相対的に生じるものであるから、道路利用者のニーズが高まると新たなギャップが生じ、ギャップの増大が交通事故の増大につながると考える。地域によっては、幅の広い歩道等の整備やコミュニティ道路などの高品質な道路整備を交通安全事業で実施するが、これらもこうしたギャップを埋めるための施策であるといえよう。

三 改築事業による交通安全対策

交通安全事業が実施され始めた以前においては、当然、改築事業が交通安全対策を受け持っていたわけであるが、このため現在も交通安全施設等整備事業による交通安全対策以外に、一般の道路改築事業でも交通安全に資する事業（交通安全改築事業）を行っている。

（ここでいう交通安全改築事業は、概念が簡略化

されており、現道の拡幅、小規模バイパスの整備等の改築事業のうち歩道・自転車道の設置を伴うものを計上したものとなっている。平成四年度は、事業費九、六五五億円を計上し要求中である（表4）。

表4 交通安全改築事業の要求概要

（単位：億円）

区 分	4年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
交通安全改築事業	9,655	9,648	1.00

表5 大規模自転車道路整備事業の要求概要

	H4年度要求		H3年度当初		対前年度比
	事業量 (km)	事業費 (億円)	事業量 (km)	事業費 (億円)	
大規模自転車道整備事業 (うち自転車道整備事業)	101 (76)	134 (101)	100 (77)	131 (100)	1.02 (1.01)

表6 大規模自転車道整備事業の平成4年度新規要求路線

都道府県名	路 線 名	全体延長	起 終 点
岩手県	遠野田瀬自転車道	30km	遠野市～和賀郡東和町
千葉県	飯岡九十九里自転車道	35km	海上郡飯岡町～山武郡九十九里町
東京都	八丈島自転車道	15km	八丈町（離島）
岐阜県	長良川清流自転車道	23km	岐阜市～美濃市

表7 特定交通安全施設等整備事業による自転車道等の要求概要

	H4年度事業費	前年度事業費	倍 率
特定交通安全施設等整備事業による自転車道等の整備	1,717 億円	1,646 億円	1.04

四 大規模自転車道整備事業等

大規模自転車道整備事業は、自転車利用の増大に対処して、自転車交通の安全の確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的に、昭和四八年度より始めた事業であり、大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、都道府県道に認定のうえ整備を図ることとしている。

表8 交通安全対策関係予算総括表

(単位: 百万円)

区 分	4年度 事業費	前年度 事業費	対前年 度 比	備 考
1. 交通安全施設等の整備	348,981	327,970	1.064	「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」により道路管理者が行う歩道、自転車道、交差点改良、自動車駐車場、自転車駐車場等の整備に要する費用について負担し、または補助する。さらに、地方道路整備臨時交付金による交通安全施設等の整備に要する費用を交付する。
2. 改築事業による交通安全対策	964,835	956,770	1.008	歩道等の設置を伴う現道拡中、並びに現道に歩道等の設置が困難な区間における小規模バイパスの整備等、交通安全に寄与する道路の改築事業に要する費用について負担し、補助し、または交付する。
3. 道路防災対策事業	230,261	224,568	1.025	落石、法面崩落、雪崩等を防止するための施設の整備、路肩整備、交通危険箇所の局部的改良等に要する費用について負担し、補助し、または交付する。
4. 踏切道の立体交差化等	142,900	134,934	1.059	踏切事故防止に対処するため、踏切道の立体交差化および道路改良に伴う鉄道との立体交差の新設等に要する費用について負担し、補助し、または交付する。
5. 基幹公園の整備	186,031	170,738	1.090	路上における遊びや運動による交通事故の防止、児童および青少年の遊び場の確保を図るために、住区基幹公園および都市基幹公園の整備に要する費用について補助する。
6. 緑道の整備	3,329	3,355	0.992	路上における遊びや運動による事故を防止し、災害時の避難路ともなり、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保を図るために、緑道の整備に要する費用について補助する。
7. 居住環境整備事業等	6,683	6,462	1.034	居住地区内における交通事故を防止し、居住環境の改善を図るため、地区内街路を体系的に整備する費用について補助し、または交付する。さらに歴史的地区において歴史的環境の保全と居住環境の改善を図るため、歴史的みちすじ等を体系的に整備する費用について補助し、または交付する。
8. 自転車駐車場整備事業	5,294	5,090	1.040	通勤・通学等のための自転車（原動機付自転車を含む）利用の増大に対処するため、三大都市圏または人口10万人以上の都市圏の鉄道駅周辺等で行われる一定規模以上の自転車駐車場の整備に対し、街路事業の一環として補助し、または交付する。
9. 総合都市交通施設整備事業	8,235	7,908	1.041	都市の商業業務地区等の都心部および鉄道駅周辺において、円滑な道路交通の確保と歩行者空間の拡大を図るため、バス路線網の再編成並びに交通規制の体系的実施等の施策とあわせて地区外周部環境道路、歩行者専用道、交通広場等の都市交通施設を街路事業として総合的に整備するための費用を補助し、または交付する。
10. 道路交通安全対策に関する調査研究	831	850	0.978	道路整備特別会計において道路および道路交通の安全について交通事故の分析をはじめ、安全対策に関する調査研究を行う。
計	1,897,380	1,838,645	1.032	

(注) 生活関連重点化枠分および公共投資充実臨時特別措置分を含む。

大規模自転車道の整備にあたっては、主として自転車道整備事業費で行うが、大規模自転車道の路線が一般道路と重用する部分については、特定交通安全施設等整備事業、改築事業等と併せて整備を行うこととしている。

平成三年度までに着手した路線は一〇二路線あり、そのうち平成二年度末現在で既に四八路線が完成している。また、整備延長は約二、二八〇kmに及んでいる。

平成三年度の大規模自転車道整備事業の要求概要は、表5に示すとおりであり、継続四六路線の整備と新規四路線(表6)の整備着手を要求している。

これらとは別に、特定交通安全施設等整備事業においても、近年の自転車利用者の増加にともなう自転車乗車中の事故防止を目的として、自転車の安全な通行空間を確保し、良好な自転車道網を形成することに配慮しつつ、自転車道等の整備(表7)を積極的に実施することとしている。

五 各種の交通安全対策事業費

建設省が実施する各施策のうち、道路交通の安全の確保に資するものを取りまとめると表8のようになり一〇項目があげられる。これらの経費は、前述の交通安全事業、交通安全改築事業の他、道路防災対策事業、踏切道の立体交差化事業、公園事

表9 高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(案)について

(単位：億円)

五箇年間の事業計画額 (H3～H7)	過去五箇年間の実績 (S61～H2)	倍率
3,240	1,478	2.19

表10 工種別内訳

(単位：億円)

施策	工 種	五箇年間の事業計画		過去五箇年間の実績		倍 率 (事業費)
		事業費	事業費	事業費	事業費	
走行条件の改善	照明設備の整備(km)	250	119	22	11	10.82
	標識の整備 (箇所)	6,000	154	5,279	43	3.58
	トンネル内視環境の改善(式)	1	31	1	6	5.17
	降雪、降雨時の安全対策(式) <small>注1)</small>	1	58	1	6	9.67
	I Cの改良 登坂車線等の設置、延伸(箇所) <small>注2)</small>	111	840	51	381	2.20
安全性の向上	その他(式)	1	53	1	11	4.82
	中央分離帯強化型防護柵の整備(km)	760	360	196	110	3.27
よりよい走行環境の確保	休憩施設の整備 (箇所)	64	952	46	553	1.72
	道路交通情報提供施設の整備(式)	1	673	1	357	1.89

(注) 1. 降雪、降雨時の安全対策等は、チェーンベース、路面排水対策横風対策等である。

2. その他は、自発光デリニユター、眩光防止網(板)である。

業として実施される基幹公園および緑道の整備、街路事業として実施される居住環境整備、自転車駐車場整備、総合都市交通施設整備および土木研究所等において実施する交通安全に関する調査研究の経費をとりまとめたものである。

なお、これらは交通安全対策基本法に基づき、策定される予定の第5次交通安全基本計画において引続き盛り込まれるべき事項のうち、予算関連のものを計上したものである。

平成四年度交通安全対策関係予算概算要求における事業費総額は一八、九七四億円となっている。

これまでに述べてきた交通安全対策は、一般道路におけるものである。一方、高速自動車国道等においては、計画・建設にあたっては安全性の高い構造を採用し、交通安全施設、交通管理施設等を十分備えた道路であるが、高速走行をするため一旦交通事故が発生した場合には重大事故につながる可能性が高い。高速自動車国道では、自動車専用道路であることから、事故率は一般道路に比べて低い、死亡者数が昭和六二年の一七五人に対し、平成二年三七三人と二倍以上となり、憂慮すべき状況となっている。

このため、平成三年度を初年度とした「高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画」を定めたとされており、これにより交通安全対策を一層推進することとしている。

五箇年間の事業計画の内容としては、「走行条件の改善」、「安全性の向上」、「よりよい走行環境の確保」の施策に基づき、標識・照明設備の整備、インターチェンジの改良、登坂車線の設置、中央分離帯の改善、休憩施設の整備、道路情報提供施設の整備等を進めることとしている。これらの整備にあたっては、交通事故分析結果を踏まえ、事故多発地点等において、重点的・効率的に実施することとしている。

また、料金所、サービスエリア等における交通安全の周知、過積載車両の指導・取締り等についても積極的に実施するなど、総合的な交通安全対策を進めることとしている。

◇投 稿 歓 迎◇

本誌は、平成二年四月の創刊以来、皆様の御支援を頂いておりますが、この度、誌面のなお一層の充実のため、読者の皆様方からの原稿を掲載するコーナーを設けることに致しました。

日頃道路・道路行政に対して感じていること、現場からの生の話題、ユニークな試み、海外への出張報告等、それぞれの御立場から自由にテーマを選び、四〇〇字詰め原稿用紙五〜一〇枚程度にまとめてください。

奮っての御応募お待ちしております。

なお、投稿原稿の採否、掲載号、送りガナ等文章表現につきましては、事務局に御一任下さい。掲載原稿につきましては、薄謝を進呈いたします。

宛先 千一〇〇 東京都千代田区霞が関二一一一三

建設省道路局路政課内

「道路行政セミナー」事務局

災害に強い道路整備の推進

建設省道路局企画課道路防災対策室課長補佐 服部 亮二

はじめに

我が国は、豪雨、地震その他の自然災害にしばしば襲われる。また、火山噴火や、冬場の寒冷・豪雪等の気象に起因する災害も多い。さらに、国土の約四分の三は山地に覆われ、山間部にも活発な生活・産業が営まれている。それに伴い、山間部における道路整備は、必要不可欠なものとなっているが、常に土砂災害等の危険につきまとうという宿命を持つ。

このように、我が国の地形・気象等の自然条件は、道路の整備や管理にとって非常に厳しいものである。ちなみに、平成元年度における道路に係る自然災害は、通行止を伴うものだけでも二〇、三〇二件に達している。また、事前規制を含めた

通行止は、延べ一六四万時間に達し、国民生活や経済活動に大きな影響を与えている。このように道路交通に大きな影響を与えている自然災害から道路交通を守るため、災害に強い道路整備を強力に進めるとともに、不測の事態においても、柔軟に対処しうる道路ネットワークの形成を図る必要がある。また、除雪や災害復旧の体制の一層の充実を図り、道路交通の途絶による社会への影響をできるだけ少なくするようにしなければならない。

して交通マヒが発生し、寒冷の度が甚だしい地域では、路体の凍結による道路の構造破壊等が発生する。このような地域における産業の振興と民生の安定に寄与するため、昭和三二年四月、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」が制定され、これらの地域における道路交通の確保が図られることとされた。

雪寒事業については、同法第四条の規定に基づき、「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」が策定されており、現在は昭和六三年五月に閣議決定された第9次五箇年計画に基づいて事業の推進を図っている。

一 雪寒事業

冬期に積雪の多い地域では、道路の交通が途絶

雪寒地域における冬期の道路交通の確保は地域住民の生活の安定、産業活動の振興に不可欠で、過疎化の抑制、地域格差の是正に大きな役割を果

表1 雪寒事業費

(単位：百万円)

区 分	第9次五箇 年計画額	平成4年度(要求)		前 年 度		倍 率 A/B
		事業費(A)	累計 進捗率%	事業費(B)	累計 進捗率%	
雪 寒 道 路	628,000	118,750	89.5	114,306	70.6	1.04
除 雪	169,000	30,724	75.4	29,519	58.5	1.04
防 雪	255,000	48,474	92.8	46,154	73.4	1.05
凍雪害防止	204,000	39,552	97.0	38,633	77.0	1.02
雪寒機械	92,000	16,416	84.3	15,753	66.4	1.04
計	720,000	135,166	88.8	130,059	70.0	1.04
調 整 費	20,000	—	—	—	—	—
合 計	740,000	135,166	86.4	130,059	68.1	1.04

(注) 事業費には、地方道路整備臨時交付金による雪寒対策に資する事業費(緊急地方雪寒道路対策事業費)を含む

たしているとともに、平成二年六月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行されたことから、スパイクタイヤを用いない交通形態への円滑な移行を図る等に資する冬期における道路環境の整備としての雪寒事業の重要性は年々高くなってきている。

このような情勢を踏まえ、平成四年度予算要求においては、積雪寒冷特別地域における道路交通の安全確保と円滑化を図るため、地方道路整備臨

時交付金による雪寒対策に資する事業費も含めて一、三・五二億円(対前年度一・〇四倍)をもって雪寒事業を実施することとしている(表1)。

除雪事業については、車道除雪区間延長三九三km延伸し、国道五八、七八八kmについて冬期における道路交通を確保することとしている。また、スパイクタイヤ使用の抑制に資するチェーン着脱場の整備、路面凍結対策の充実を図る。

歩道除雪(試験的施行)については、三八〇km延伸し、国道について四、六三〇kmを対象に歩行者空間の確保を図ることとしている。このうち、試験的歩道除雪から歩道除雪への移行として、冬期歩行者空間確保パイロット事業としての歩道除雪を三九都市で実施することとしている。これは、一〇年間道路管理者別に進めてきた試験的施行から、パイロット事業という形ではあるが、国・県・市町村が協力し、地域に根ざした面的・総合的な歩行者空間の確保計画を策定し、それによって事業を進めるものである。

なお、道路開発資金により、積雪期における歩行者の通行空間の確保を必要が高いと認められる道路区間を対象とする「克雪歩行者空間整備事業」が実施されている。この事業では、沿道建築物の新改築にあわせて、民地内に歩行者の通行に資する空間確保が一定の計画に基づいて行われる場合、当該建築物に対し融資が行われるもので、

従来、雁木あるいは小店という民間の知恵で実施されていた克雪対策に公的融資の途が開かれている。

防雪事業については、スパイクタイヤを用いない交通形態への円滑な移行に資するため、消融雪施設・チェーン着脱場の整備を重点として、雪崩対策、地吹雪対策等を実施することとしている。

凍雪害防止事業については、豪雪時に威力を発揮する流雪溝の整備に重点を置くとともに、路盤改良については必要な予算を確保することとしている。また、流雪溝の面的整備については、平成四年度には一二都市で実施することとしている。

除雪機械については、除雪区間の延伸に対応した増強を行うとともに、老朽機械の更新を図り充実に努めることとしている。

また、平成元年度より、積雪寒冷地域の道路ネットワークの骨格となる幹線道路を対象に、冬期交通のあい路となる区間(雪道ネットワーク)を総合的、計画的に解消することを目的とした「雪道ネットワーク解消事業」を実施してきている。

雪道ネットワーク解消事業では、①凍結しやすい急坂路への消融雪施設を設置あるいはその後へのチェーン着脱場の整備、②堆雪幅がなく冬期車道の確保ができない箇所における消融雪施設、流雪溝の設置、堆雪幅の確保、③雪崩の危険箇所、地吹

雪の危険箇所における雪崩対策施設（スノーシェッド等）、地吹雪対策施設（防雪柵等）の整備、④線形不良などで冬期交通に支障となる箇所における改良事業等の実施、⑤その他（交差点改良等）を実施する。平成四年度予算要求では、雪道ネットワーク解消事業は二七八億円をもって事業を実施することとしている。

その他、平成四年度においては、気象情報的
確な収集と活用により効率的な除雪を実施するた
めの施策を実施することとしている。

二 防災対策事業

道路の防災対策事業は、道路交通の安全確保と、
災害時のネットワーク機能の確保とを目的として
実施されている。

道路交通の安全確保の面では、昭和四三年の飛
騨川バス転落事故を契機として、自然災害に対す
る道路交通の安全性の向上が強く要請されるよう
になり、防災対策施設の整備や交通管理体制の強
化が鋭意進められている。

落石等の恐れのある箇所の点検は、昭和四三年
度に第一回が行われ、さらに防災対策施設の整備
に関連して、昭和四六年度を始めとして、四八年
度、五一年度、五五年度、六一年度に全国総点検
を行った。これらの結果に基づき、①植生、コン
クリート吹付け、ブロック張工等のり面保護工、

②落石や雪崩防止のための柵工、洞門工、スノー
シェッド（雪覆工）等による危険箇所の防災対策
事業が進められている。

昭和六一年度を実施した総点検においては、高
速自動車国道等の有料道路、一般国道、都道府県
道および主要な市町村道において、全体で約六七、
〇〇〇箇所の要対策箇所が挙げられている。

また、平成二年度より昭和六一年度の点検につ
づく防災点検を九月一九日付通達に基づき、現在
各道路管理者において実施しているところである。

平成四年度予算要求においては、豪雨等に対す
る道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図
ることを目的として、平成二年度より実施してい
る防災点検結果に基づき予防工や防護工等の防災
対策を重点的に実施するとともに、道路利用者に
的確な防災情報の提供を行うなどの各種施策を総
合的に推進することとし、緊急地方道路整備事業
による都道府県道、市町村道に係る防火対策事業
を含めて、事業費、二、三〇三億円（対前年度比
一・〇四）をもって約四、五〇〇箇所対策を重
点的に実施することとしている。

三 震災対策事業

昭和四六年のロスアンゼルス地震を契機に建設
省としての総合的な震災対策を強力に推進するた
め、所管施設の地震に対する安全性等に関する点

表 2 防災対策事業費

(単位：億円)

区 分	61年点検		62～2年度(実績)		3年度(当初)A		4年度(要求)B		伸び率 B/A	61年点検進捗率%		
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費		箇所	事業費	
公 共	一般道路 ウチ直轄	33,970 (5,814)	13,419 (4,430)	18,397 (4,182)	8,207 (2,509)	5,123 (1,134)	2,174 (638)	4,328 (780)	2,234 (670)	1.03 (1.05)	82.0 (104.9)	94.3 (86.2)
	有料道路	800	302	502	219	136	71	162	69	0.96	100.0	118.7
公 共 計	34,770	13,721	18,899	8,426	5,259	2,245	4,490	2,303	1.03	82.4	94.8	
単 独	32,512	2,707	15,581	1,474	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	67,282	16,428	34,480	9,900	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 公共には、緊急地方道路整備事業による防災対策を含む。

表3 震災対策事業費

(単位：億円)

区 分	61年点検		62～2年度(実績)		3年度(当初)A		4年度(要求)B		伸び率 B/A	61年点検進捗率%		
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費		箇所	事業費	
公	一般道路	5,183	6,412	3,187	3,600	673	946	574	985	1.04	85.5	86.3
	ウチ直轄	(3,619)	(2,528)	(2,477)	(1,593)	(484)	(398)	(404)	(417)	(1.05)	(93.0)	(95.3)
共	有料道路	1,065	212	1,129	249	26	54	11	50	0.93	109.5	166.5
	公共計	6,248	6,624	4,316	3,849	699	1,000	585	1,035	1.04	89.6	88.8
単 独		8,393	1,117	4,468	309	-	-	-	-	-	-	-
合 計		14,641	7,741	8,784	4,158	-	-	-	-	-	-	-

(注) 公共には、緊急地方道路整備事業による震災対策を含む。

検を道路、ダム、下水道等について実施し、所要の対策を実施している。道路については、主として対象道路の範囲を拡大し、昭和四六年度、五一年度、五四年度、六一年度に震災点検を行っている。

道路の震災対策としては、これらの震災点検に基づき、被災した場合の応急復旧に長期間を要する橋梁、トンネル等の耐震性の向上を図るため、架替、落橋防止、補強等の対策事業を実施している。

昭和六一年度に実施した点検においては、高速自動車国道等の有料道路、一般国道および主要地方道については全区間、一般都道府県については人口集中地区および重要区間(一二時間交通量二、〇〇〇台以上の区間等)、主要な市町村道については人口集中地区内の区間が対象となっている。この点検結果を施設別にみると、橋梁一一、八〇〇箇所、トンネル七〇〇箇所、横断歩道橋四〇〇箇所、盛土一、七〇〇箇所、合計一四、六〇〇箇所が要対策箇所として上げられている。

平成三年度予算要求においては、緊急地方道路整備事業による都道府県道、市町村道に係る震災対策事業も含めて、約六〇〇箇所において事業費一、〇三五億円(対前年度比一・〇四倍)をもって震災時の緊急輸送を確保するための道路に重点を置いて事業を実施する(表3参照)こととして

いる。

また、平成四年度には、地震発生時の道路の耐震性のより一層の向上を図るための震災点検結果に基づく要対策箇所における事業を実施するほか、道路施設以外の関連施設の地震に対する安全性および復旧体制、資材の備蓄等についても点検を行い、この結果に基づき総合的な震災対策を実施することとしている。また、東海地震に係る地震対策強化地域については、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成六年度まで延伸されたことに伴い、同法に基づく地震対策緊急整備事業計画(昭和五五年度～平成六年度)に沿って、緊急輸送を確保するために必要な道路の橋梁、トンネル等の耐震性の強化、車両のすれちがい不能区間の対策等の事業を引続き進めていく。



公共用地の先行取得の推進について

特定公共用地先行取得資金融資制度の創設

建設省建設経済局調整課

一 はじめに

日本の経済は、欧米と肩を並べ、あるいはこれを超える規模となっているが、大多数の国民にとつて豊かさを実感できる国民生活を実現するためには、欧米に比べて立ち遅れた社会資本の計画的かつ着実な整備が喫緊の課題となっている。このため、政府は、平成二年六月に「公共投資基本計画」を策定し、今後一〇年間に四三〇兆円の社会資本整備のための投資を行うことにより、二一世紀までに図1のような水準の確保を目指すこととされている。

このような社会資本の確保のためには、その前提として公共用地の確保が不可欠なものとなっている。

こうしたことから、建設省としては、平成四年度予算要求等において、一定の大規模な公共事業について土地開発公社による事業予定地や代替地の取得に対して、低利資金の貸付けを行う特定公共用地等先行取得資金融資制度の創設を柱とした総合的な公共用地対策を講ずることとしている。以下当該制度の概要等について詳述する。

二 制度創設の背景

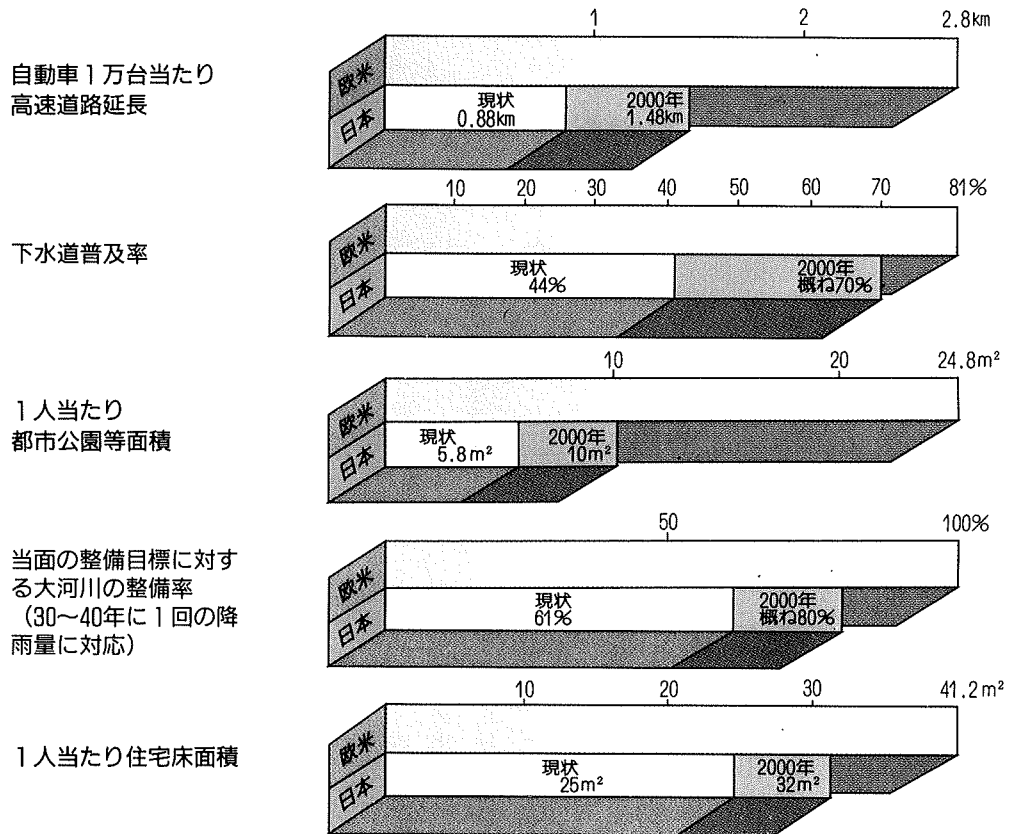
公共用地の確保については、原則として地権者の公共事業に対する理解と協力を前提として推進してゆくものであるが、根強い土地保有意識が存することに加え、現に生活や事業の用に供されていることが通常であることから、その取得は困難を極め、また、実際に用地を取得するまでに相当

の時間を要する結果となっている。

これに加えて、近年は、都市周辺部で益々市街化が進行していること、地価高騰により土地保有意識が高まり、土地を売り惜しむ傾向が拡がっていること、用地の取得の見返りとして代替地の提供を求められるケースが増大していること（図2参照）などから用地取得の困難さはますます深刻なものとなっている。

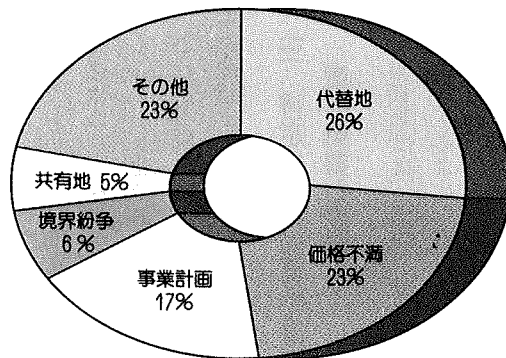
この結果、建設省所管事業の用地保有量も低下しており（図3参照）、一時の劣の水準にまで落ち込んでいる。このままの傾向で推移すると、公共事業の円滑な執行に支障をきたし、ひいては「公共投資基本計画」の達成自体が危惧される状況となる懸念されるにいたっている。

円滑な公共用地の取得については、従来からも



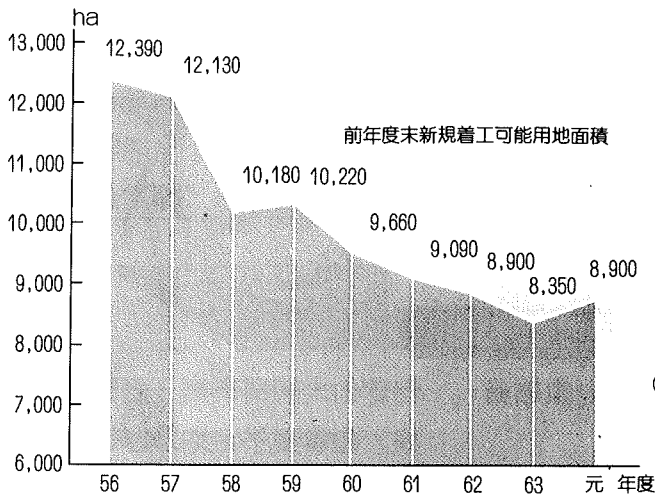
注) 1. 欧米の諸数値は、イギリス、西ドイツ、フランス、アメリカの平均。
 (大河川の整備率についてはイギリス、フランス及びアメリカの数値)
 2. 日本の1人当たり住宅床面積については、2000年の住宅の1戸当たり平均床面積の目標(100m²)を推定世帯人員で除したものの。

図1 西暦2000年における住宅・社会資本の整備水準の目標



(注) あい路となっている原因のうち、地価上昇によると考えられるもの(価格不満及び代替地)は約半数を占めている。

図2 用地取得のあい路となっている原因
 (平成2年度建設省直轄事業)



(注) 1. 直轄事業、補助事業（都道府県及び政令指定都市）及び公団事業の合計である。
2. 建設経済局調整課調べによる。

図3 用地ストックの推移

税制や用地の先行取得制度に係る国庫債務負担行為など種々の施策を講じてきたところであるが、以上のような近年の状況などから、より抜本的かつ総合的な施策の展開が必要とされてきている。具体的には、以下のような施策の課題に対応する必要がある。

現行では、事業の実施段階になって初めて公共用地の取得の着手にかかることが通常である。これでは、事業を実施する前に地価の急騰が生じた場合、予算が用地費に追い付かず用地の取得ができないケースが生じることとなる。また、事業の実施段階での用地の取得においては、公共事業の実施までに用地が市街化の進行などで建築物が建設されたり、土地が細分化されたりして用地交渉がより困難化する恐れもある。ひいては、公共事業の実施に付け込んだゴネ得をねらう動きが出てくることも危惧されるところである。

事業予定地の先行取得を行う主体としては、すでに土地開発公社があるが、資金の不足から事業実施前の土地の取得は十分にはかどっていないのが実情である。

近年地権者からその提供を求められる代替地についても、事業の実施段階になってから代替地を探したのでは、なかなか条件のあう土地を見つかることが困難であり、こうしたことが用地取得の長期化、困難化につながっている。

土地開発公社は、公共事業を行う代替地についても取得を行っているが、資金の調達難から、直轄・公団等事業の代替地の先行取得は進んでいない。

こうした状況に対応するためには、事業の実施が確実と見込まれる段階からの事業予定地の取得を行うことをより促進するとともに、代替地についても、あらかじめ土地開発公社が取得し、保有・蓄積しておいて、公共事業の主体からの要請に応じて逐次これを提供するようなくみを形成してゆくことが必要である。

これが今般特定公共用地等先行取得資金融資制度を要望するに至った背景である。

三 特定公共用地等先行取得資金融資制度の概要と効果

本融資制度は、国の直轄事業、公団による事業、これに準ずるような大規模な補助事業の事業予定地およびこれらの事業のための代替地を都市計画決定等により事業の実施が確実と見込まれるようになった段階から先行的に取得する土地開発公社に対して、一般会計と財政投融资資金からの併せ貸しにより低利資金の融資（合成金利で三％）を行うものである（事業費三、六二二百万円、国費二、〇〇〇百万円、財投一、六二二百万円、いずれも平成四年度予算要求ベース、図4、図5参照）。

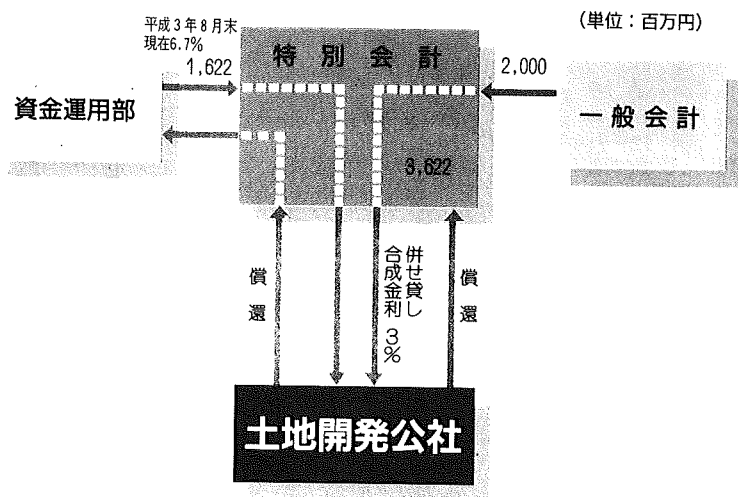


図4 特定公共用地等先行取得資金制度の概要

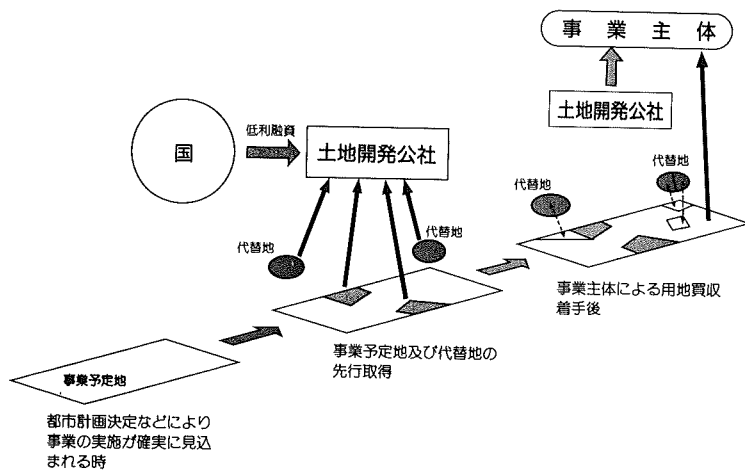


図5 新制度による用地取得の流れ

この融資制度の対象となる事業は、国土や地域の基盤となり、骨格をなす重要な公共事業であり、豊かな国民生活を実現するためには、その与える影響が大きいことから、計画的かつ着実な実施を必要としているが、そのためには従来にも増して用地取得促進策において、十分な対応を必要とす

る分野であり、今般本融資制度の対象とするものである。土地開発公社は、従来から公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六六号）に基づき、設立された特別の公的法人であり、従来から公共用地等の先行取得を行ってきた上、地方

公共団体に比べ、法令上、予算上弾力的に土地取得を行うことが可能である。従来は、比較的金利の高い民間の資金を活用して用地の取得を行ってきたが、本融資制度は、金利3%で貸付を行うこととしており、当該公社による用地の取得の一層の推進が図られるものと期待されている。

本融資制度を導入することにより、以下のよう
な点から公共用地の取得が促進されるものと考え
られる。

従来、事業予定地を早期に取得することが困難
であったことから、先に述べたように予定地での
建物の建設、予定地の分割、細分化、売り惜しみ、
地価急騰によるコスト増を招き、ひいては事業の
長期化、用地費の負担増を招いていた。本融資制
度の導入後は、早期の用地の取得を図ることによ
り、事業の長期化を未然に防ぎ、用地取得後の地
価高騰の効果などが顕在化しないことから用地コ
ストを節約することが可能となる。

また、代替地については、本融資制度が導入さ
れば、土地開発公社により、あらかじめ、土地
がストックされるので、これを事業の進度に応じ
て、適時適切に放出して行くことにより、円滑に
事業計画の説明、用地交渉を実施することができ、
地権者の理解、協力を得て、用地の速やかな取得、
事業の早期の完成に結びつくことが期待される。

以上のことから、本融資制度が実施されれば、
従来よりも用地の先行取得が長期的、計画的に行
われるようになるため、①社会資本の早期整備、
②用地コストの低減等の効果が期待されることと
なる。

四 おわりに

特定公共用地等先行取得資金制度の他にも、以
下のような法律改正、税制改正、融資制度の改善
などを予定しており、本融資制度とあわせて総合
的な公共用地取得対策を講ずることとしている。

① 公共用地の先買い制度の拡充

公有地の拡大の推進に関する法律に基づい
て届出・申出を行うこととされている土地の
面積要件（現行二〇〇㎡）を弾力的に引き下
げることができるとする等の改正を行う
ことにより先買い制度の充実を図ることとし
ている。

② 税制の改善

日本道路公団等が取得する代替地に係る譲
渡益に対する課税について一五％の軽減税率
等の適用が受けられるようにするとともに、
土地開発公社等が公共事業用地等の先行取得
を行う場合の一、五〇〇万円の特別控除の適
用の拡充等税制の改善を図ることとしている。

③ 代替地情報バンクの整備

公共事業の実施に伴い必要となる代替地に
関する情報をプールし、公共事業施行者が相
互に活用できる「代替地情報バンク」を構築
する。

④ 都市開発資金の拡充

貸付対象施設、貸付対象都市の拡大等を図
ることとしている（平成四年度概算要求額九
二、一〇〇百万円（対前年度一・二三倍））。

⑤ 工場等の移転促進融資制度の創設

工場等の移転に際して、移転跡地を公共用
地、代替地として提供する者に対する日本開
発銀行等を通じた低利融資制度の創設を図る
こととしている。

⑥ 生活再建支援措置の強化

地方公共団体等と協力して、住宅資金、生
業資金の融資を行う等被補償者の生活再建の
ための施策を講ずることとしている。

⑦ 用地国債の増額

国庫債務負担行為による用地先行取得制度
を増額し、当該制度の積極的活用を図ること
としている。

⑧ 土地収用制度の活用

事業認定の審査の迅速化、簡素化の徹底な
どにより土地収用制度の一層の活用を図るこ
ととしている。

編集雑記

「豊かさを支える道づくり」は第10次道路整備五箇年計画のキャッチフレーズである。

国内どんな地方から荷物を送っても、数日のうちには届く道路網。世界の欲しいものが買える円の信用、人手が不足するくらい旺盛な経済力、高水準のサラリー。我が国の豊かさを示す事例は沢山ある。その一方で、過度の都市集中による住宅難、道路渋滞、駐車難、公害等、生活環境の悪化、貧富格差の拡大、倫理観の欠如による家庭の崩壊等、日本が豊かになったとは感じられないとする人も多い。

一体、豊かさとはどんなことなのか。まず、文字の意味からたずねてみたい。漢和辞典によると豊は、「神前ノ供物ノ形ヲ象ル。下ノ豆ハ祭器。上ノ曲ハ之ニ供物ヲ盛りシ形ナリ。ユタカ大ナリ盛ナリノ意。易の卦名」とある。豊年満作の季節。収穫した穀物を器に盛り上げ神に感謝の気持を表す。それが豊の字源であるという。要するに、神と人との疎通の象なのである。したがって、豊かというのは同じ神を奉信するみんなが均しく共感できるも

のでなければならぬだろう。そんな豊かさは心の持ち方以外、やたらにはない。ある人は豊かになったといい、他の人はそれを否定する。こうなると観念の遊びになってしまう。

「月面に地球人が名づけた豊饒の海という美しい言葉の区域がある。ところが月面の写真を見ると、豊饒なんてウソ。岩石ゴロゴロの荒涼としたところに過ぎない。」とは作家三島由紀夫氏の座談会での言葉と承知している。文学における嘘と実との乖離。感性の鋭い氏は、こればかりが原因とはいえないが、このあと間もなく自殺している。豊かであるといえはいうほど、ある種の空しさを感じるのは、ヘソ曲がりだけの感覚ではなさそうだった。辞書に易の卦名の一つとある。易は豊かさをどのようにみているのか、かいつまんで述べてみたい。

易経は天地水雷火風山湖の八つの自然現象を組み合わせて、それを二乗した六十四卦で成り立っている。その一つに雷火豊という卦がある。ゴロゴロとどろく雷。音はすれども姿は見えずだから、昔の人は神鳴りといった。

また火はそれ自体では存在しない。油とか植物油とか火を燃え続けさせる物が必要。雷と火を組み合わせてみると、両方とも実体をなす

ものから派生した現象であることがわかる。感覚に訴える動きは派手だが、つかまえてこるがないと易はいう。象曰、豊大也。明以動、故豊。即ち、中身は変わらないが風船のように大きくふくらんだ状態。これが豊だという。この卦の思想は日中則暝、月盈則食。天地盈虚、與時消息、即ち満つるものは必ず欠ける。ふくらんだ風船はやがてしぼんでしまふよ、と論じている。

この間の某紙夕刊で「豊かさは」を記事にしていた。その締めくくりに、総務庁統計担当の某課長の個人的な見解として『今の日本のように（生活の必要水準が）一定のレベルを達成すると豊かさには主観的な部分が増える。どんな指標をとってもみな納得するものはない』と、いわせている。そしてこの記事は最後に、豊かさ、暮らしやすさといった言葉があふれているが、言葉のイメージに振り回されるのではなく、自分にとっての豊かさとはなにかを各人各人がじっくりと考えてみてはどうかと提言している。結構なことである。（が）

11月号の特集テーマは「道路と治道」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

監修：建設省道路局

発行人：中村 春男

道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛三ビル2階 TEL03(3234)4310・4349

定価700円（本体価格679円）

FAX03(3234)4471

〈年間送料共8,400円〉

〔政府刊行物サービスセンター取扱〕

(株)建設総合資料社

〒101 東京都千代田区西神田3-7-7

文祥西神田ビル

電話 03-3262-5788